

第5編 知的財産行政サービスの高度化

第1章 需要者中心の顧客サービス改善

第1節 概観

情報顧客支援局 情報顧客政策課 行政事務官 キム・ヨンベ

1. 推進背景及び概要

中央責任運営機関である韓国特許庁は、ユーザーのニーズに応じた特許行政サービスシステムの構築、ユーザーの不満及び隘路事項の解消に向けた制度改善、高品質の相談サービス拡大、出願・登録サービスの改善、ユーザーの負担緩和及び納付利便性の向上に向けた手数料システムの改善などに取り組んできた。

2. 推進内容及び成果

韓国特許庁は2013年に、手数料システムの合理化に向けてユーザーサービス総合推進計画の策定・施行を実施し、国民の不満事項を体系的に改善及び是正を行い、出願人住所の自動変更制度の導入、青年及び元老発明家の手数料減免拡大、無料オンライン特許証(登録証)の再発給、手数料マイレージ及びATM機による納付ができるよう特許手数料を拡大した。

また、請願行政サービスの向上のため、毎年2回にわたり特許顧客満足度調査の実施と、四半期ごとに職員の電話対応態度のモニタリングを行い、電話親切度の調査を実施し、また、弁理士会、韓国知識財産保護協会など、外部の専門家が参加して特許行政の全般にわたり点検を行う特許行政モニター団を運営している。

韓国特許庁は、いつでも簡単に特許行政サービスの利用ができるよう、24時間電子請願サービス及び「特許路」システムを提供している。24時間提供するサービスは、請願書類の受付、特許庁発送の通知書閲覧、登録原本など各種証明書の申請及び発給、審査進行情報の閲覧、出願番号及び提出書類の処理過程についての通知などが

電子請願サービスで利用できる。2006年にシステム改善を行い翌日処理から当日処理が可能となり、サービスの処理期間が短縮された。

3. 評価及び発展方向

韓国特許庁は、ユーザーの利用満足度及び利便性の拡大、効率的な特許行政サービス提供を行うために、これからも請願書類の簡素化など各種請願制度を改善し、合理的な手数料訴システムの構築と整備を持続的に取り組む計画である。

第2節 ユーザー中心のサービスシステムの構築

1. ユーザー指向的な手数料システムの改編

情報顧客支援局 情報顧客政策課 行政事務官 キム・ヨンベ

イ. 推進概要

韓国特許庁は、手数料に関する政策が知的財産基盤の創造経済実現に向け寄与できるよう、ユーザーの立場に立って手数料に関する制度と慣行の改善に取り組み、ユーザーの費用負担を減らす手数料システムの合理化に関する方策を策定するなど、特許行政サービス利用時に手数料について負担なく、簡単に利用できる請願サービスの基盤を改善した。

ロ. 推進内容及び成果

1)無料オンライン特許(登録)証再発給の根拠設定

特許(登録)証の紛失など再発給の事由がある場合、特許権者が「特許路」(www.paten.go.kr)へアクセスしオンラインで申し込みができるようにし、オンラインで受け取りたい場合も無料で発給を受けられる内容で、「特許料などの徴収規則」に根拠を設定した。

2)手数料マイレージ²³で納付できる手数料の拡大

マイレージで納付できる手数料は、特許・実用新案・デザイン出願料、審査請求料、最初3年間分の登録料及び権利範囲確認審判の請求料のみと限定されていたが、積立

²³ 個人、中小企業、公的研究機関、専担組織が納付した手数料及び設定登録料の一定割合(個人1%、中小企業など0.5%)をマイレージとして積立て、次の手数料納付時に使用できる制度

ユーザーの利便性の拡大とマイレージ使用の活性化を図るために、年次登録料と再証明手数料を除外したすべての手数料にまで拡大した。

3)手数料システムの合理化方策の策定及び特許法などの改正

ユーザーの権利維持負担緩和と職務発明補償制度の導入促進に向けて、年次登録料減免制度の導入及び手数料の原価、国際的水準に比べ相対的に低い出願料と審査請求料の調整、青年及び元老発明家に対する手数料の減免拡大、追加納付制度の改善など、手数料に関する制度と慣行をユーザーの立場に立って改善する方策を策定した。

年次登録料減免制度の導入に関する法的根拠の設定を目指して、イ・ヒョンジェ議員発議により「特許法」と「デザイン保護法」の改正が推進され、2013年12月末に国会を通過したことにより、上位法の改正と並行して「特許料などの徴収規則」の改正も推進され、法制処に審査を依頼した。

4)ATMで納付できる手数料の拡大

2011年9月以降から、ATM(Automatic Teller machine)の月平均納付状況の増加(2011年550件→2013年4,458件)とユーザーの納付利便性を図るため、納付金額が少額な再証明手数料だけ除外して、すべての手数料をATMで納付できるように拡大した。

ハ. 評価及び発展方向

韓国特許庁は、ユーザーの立場に立って費用負担を減らし、特許行政サービスを便利に利用できるサービス基盤を改善を行い、ATM納付の拡大により銀行を訪問せず手数料の納付ができる実質的な支援を行っている。今後もユーザーの立場に立って権利維持の負担を緩和し、手数料制度と慣行の改善に取り組んでいきたい。

2. 出願・登録分野の特許行政制度の改善

情報顧客支援局	出願課	行政事務官	イ・ドクファン
情報顧客支援局	登録課	行政事務官	パク・ソンヨン
	国際出願課	行政事務官	イ・ジュホン

イ. 出願分野の制度改善

1) 委任状補正時の補正料納付方法の改善

出願人の委任状補正と係り、これまで最初の委任状補正以降の軽微な瑕疵による追加補正時に（代理人登録番号及び出願番号の記載ミス、誤字など）補正料を追加で納付していたが、これからは委任状の軽微な瑕疵については、最初一回の補正料のみ納付する内容で「補正料納付要領(特許庁告示)」が改正され、ユーザーの立場で特許行政手続きの改善を行い出願人の便宜を図った。

2) 指定期間の超過承認に関する方式審査指針の改善

出願に係る事務取扱規定によると、出願後の補正の指定期間は1ヵ月以内となっているが、「出願人が責任を負うことができない事由」(病気による意識障害)などに該当しなければ、指定期間の延長期間は通算4ヵ月を超過することはできなかった。しかし、「申請者が責任を負うことができない事由」であり、「不可避な期間延長が必要だと認められる場合」(外国人出願を含む)には延長を認めることとなった。指定期間の延長申請の承認要件を緩和することにより、権利消滅による不利益が発生せず最大限防止できるよう、ユーザーの立場で方式審査指針を改善した。

3) 手数料免除及び減免対象の案内サイトの改編

「特許路」の手数料管理コーナー「出願料などの免除及び減免案内」の部分について、該当の証明書類をクリックすると、免除対象の手数料、範囲、要件などの案内と、証明書類様式の確認ができる案内サイトを改編した。このサイトを通じて手数料免除対

象の範囲と免除対象であることが証明できる書類に関し明確に案内でき、手数料に係る間違いなどの発生を減らし、証明書様式を提供することが可能となり、出願人が簡単に免除及び減免申請をすることができた。

ロ．登録分野の制度改善

1)オンライン登録証再発給サービスの実施

特許(登録)証の再発給を受けるためには、これまでは一定の手数料を納付してから申し込みをしなければならず、また、特許(登録)証を受け取るには、郵便か、直接出向いて受領しなければならなかったため、請願人が迅速に発給を受けることができなかった。そこで、オンラインで申し込み、リアルタイムで登録証を発給してもらえるサービスを2013年7月1日から実施した。電子出願サイト「特許路」から本人の公認証明書でログインした後、特許(登録)証再発給を申し込めば、自宅や事務室のプリンターから特許(登録)証を無料でリアルタイムで発給を受けることができる。

2)登録申請の補正機会の拡大

登録申請書の欠陥が返却項目に該当すると、申請人に補正の機会が付与されず登録申請書が即時に返却され、申請人が登録申請書を再度提出しなければならない。そこで、申請人の利便性を図って「特許権などの登録令」の改正を行い、重大な欠陥でない「登録の原因と合わない申請書を提出した場合」、「申請区分を記載ミスした場合」、「登録の原因を証明する書類の登録番号と違う登録番号を申請書に書いた場合」など、3つの返却項目を補正項目として変更した。

3)年次登録料の追加納付案内書留郵便サービスの実施

韓国特許庁は、権利者の不注意で年次登録料の未納により、権利が消滅することを防止するため、年次登録料納付案内書を正常、追加、回復の3回にわたり納付期間の案内書を発送している。しかし、正常納付案内書と追加納付案内書は一般郵便で、回

復納付案内書は書留郵便でサービスを提供していたが、書留郵便で回復納付案内書を受け取った権利者は3倍の登録料を納付しなければならず、このため頻繁に権利者からの苦情が発生した。権利者の年次料に対する不満解消及び案内の改善に取組み、2013年3月から年次登録料の追加納付案内も書留郵便でサービスで提供するようになった。

4)変動登録申請の登録完了案内の発送

登録申請書は、方式担当者が方式審査を実施した後に登録又は返却処分を行う。返却する場合は、返却案内書を登録申請人に発送して最終処分の結果を通知していたが、登録した場合には、登録原本に該当登録事項を記載するだけで、登録申請人に登録した事実の通知は行っていなかった。登録申請人が、申請書の登録可否を確認するためには、顧客相談センター、登録課に直接問い合わせていたのを、権利変動が発生する変動登録申請書の登録が完了した場合でも、変動登録申請の登録完了案内書を登録申請人に発送するようにし登録申請人の便宜を図った。

5)登録補正書の共同申請主義の緩和

登録申請書に補正欠陥があり登録補正書を提出する場合は、登録義務者と登録権利者が共同で登録補正書を申請しなければならない。そのため登録補正制度の導入後、共同申請主義を厳格に適用したことにより、請願人の直接申請が多い韓国特許庁の特性に合わず、補正制度の実効性が落ちるなど請願人の不便をもたらしていた。そこで、共同申請主義で運営する制度の根本的な趣旨を鑑み、契約内容の変更を伴わない単純な補正の場合には、単独で申請ができるよう審査基準を緩和した。

ハ．国際出願分野の制度改善

1)PCT国際出願書伝達方法の改善

PCT国際出願と関連し、各種手続き上の通知書は、これまで郵便を通じてのみWIP

O国際事務局(ジュネーブ)に提供してきたが、韓・WIPO間の協力により該当通知書のうち、迅速に処理すべき使用頻度の高い書類(8種)については電子的伝達システムを構築した。これにより時差及び郵送伝達に伴う書類の処理遅延と、物理的伝達に伴う紛失可能性がなくなり、手続きが迅速かつ安全に処理できるようになった。また、郵便伝達関連の予算及び人材の減縮を通して行政効率性も高められ、このような行政効率性の増大が出願人に対する迅速な業務処理へと繋がり、ユーザーの満足度を高めることにも寄与した。

2) 積明書提出廃止に伴う手続きの改善

PCT国際出願と関連し、条約加盟国である米国への手続きを進める際に、米国への出願時には発明者の署名が必要である。その署名の提出ができない場合には、その事由を書いた積明書の提出が必要であった。しかし、米国の先発明主義の廃止により、発明者が純粋な発明者である場合には署名する必要がなくなり、上記のような出願時には積明書提出の手続きも必要なくなった。これにより関連積明書の提出を規定する特許法施行規則が改定され、出願人の手続き上の便宜を向上させた。

3) マドリッド通知書送達方法の改善

国際出願と関連する通知書の受領方法は、オンライン又は書面から選択できるが、マドリッド本国出願と関連する通知書(代替書類提出要請書などの6種の書類)は、郵便に限ってのみ受領が可能であった。そのため出願人が通知書を受領してから対応するまでにかかなりの時間がかかり、結果的に国際出願日時を遅延させる不便さがあったが、これを2013年12月から特許ネット発送システムの改善により、全面的にオンラインで受信ができるようになり、毎年費やす郵便送達関連の予算節減と人員減縮で行政の非効率性をなくした。また、出願人は、通知書受領期間の短縮で出願手続きの迅速な進行之をを図ることができた。

3. ユーザーのための請願・制度の改善

情報顧客支援局 情報顧客政策課 行政事務官 キム・ヨンベ
行政事務官 イ・ゴンソク
工業主事補 イ・ヨンソプ

イ. ユーザーサービスの総合推進計画の策定

韓国特許庁は、知的財産基盤の創造経済活性化を目指し、国民の幸せにつながるサービスの強化に向けて顧客サービス総合推進計画を策定して施行した。ユーザーに合わせたサービス提供を目指して、顧客満足度の調査結果と国民隘路事項の中から不満要因の分析を行い、各部署別のオーダーメイド型コンサルティングを実施した上、部署別の推進課題に関する提案を受け、1)特許行政サービスの最適化、2)ユーザーの要求に応じたオーダーメイド型サービスの提供、3)ユーザーの現場の声を聴収、4)国民の幸せ向上に向けた制度改善の強化など、4大分野、11推進課題、73の細部課題を策定し推進した。これにより韓国特許庁のユーザーの満足度が堅調に上昇し、国民権益委員会が主管する「2013年国民の幸せにつながる提案」に関する運営実績総合評価の結果において、40の中央行政機関の中で一位を占めた。

ロ. ユーザーのための請願制度の改善

1)推進背景と概要

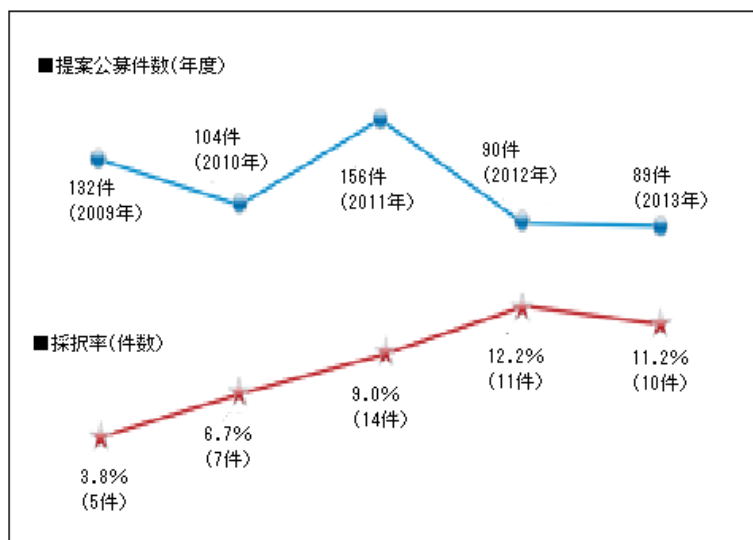
韓国特許庁は、特許ユーザーが特許行政への積極的な参加を誘導し、制度改善の課題発掘のため、2013年5月に「発明の日」のイベントと連携して特許ユーザーを対象に制度改善の提案公募を実施した。

2)推進内容及び成果

2013年5月には、国民提案公募を通して計89件の提案を受け付け、このうちの10件について制度改善課題として採択した。提案公募は2008年から持続的に実施している。

2013年は採択率及び提案件数が前年度並みの推移を示している。

<図 V-1-1> 過去5年間の提案公募件数及び採択率の推移



所管部署の検討を終え採択された提案の40%は、特許庁ホームページ、特許路、電子出願などのシステム改善に関する案件であった。所管部署では、採択された提案について即時に施行可能な提案なのかどうか、中・長期的な検討が必要な案件なのかどうかを判断して提案実施の時期を決め、提案実施が完了すると「国民シンムンゴ(苦情申立窓口)」などを通して実施結果を提案者に通報している。

3) 評価及び発展方向

出願、登録、手数料などの多様な部門において制度改善事項の発掘に努め、一般国民のアクセシビリティの向上と利便性を図ることに寄与した。今後も韓国特許庁は、ユーザーの提案をより多く受け入れるため、公募の提案及び特許行政モニター団の運営を一層活性化させ、ユーザーの提案が単純な採択や不採択の案件としてみなさず、一回提案されたユーザーからの声を大切に管理できるよう、多様な管理方策を講じている。

ハ. 特許行政モニター団の運営

特許行政モニター団は、これまで内部職員を中心に運営されてきたものを、「知的財産の大衆化」を目指し、ユーザ中心の特許行政サービス実現に向けて、専門性と参加度の高い外部ユーザーをモニター団として選定し、特許行政全般にわたるモニタリングなどを行い、ユーザーの意見が反映される疎通の窓口としての役割を果たしている。

第1期の特許行政モニター団は、大韓弁理士会、韓国知識財産保護協会、韓国知識財産サービス協会、韓国知識財産協会、大学の発明サークルから推薦を受けた知的財産専門家と特許行政の優秀公募提案者など計36人で構成された。

2012年11月26日の発足式をスタートに1年間活動でき、「常時モニタリング」と「集中モニタリング」の方式で運営された。2013年は、韓国特許庁内部の申請過程を通して選定されたモニタリングの課題(特許路使用時の問題点及び改善事項など)について、147件の提案を受け付けて所管部署の検討を終え28件が採択され、2014年に改善できるよう取り計らった。

二. ユーザーサービスの常時モニタリング及びモニタリング結果のフィードバック

1) ユーザー満足度の調査

＜表V-1-1＞5年間の特許満足度推移

(単位:点)

区分	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
満足度	73.81	73.81	72.70	74.40	75.96

韓国特許庁は、分野別の特許行政サービス水準を正確に診断し、ユーザーの意見を取りまとめて制度改善に反映するため、毎年2回の特許ユーザー満足度調査を実施している。出願・登録・審査・審判・サービスなど5つの分野(11の細部分野)について、出願人、代理人、請願人など約2,400人を対象に、特許行政全般にわたる満足度調査

を実施している。評価の公正性を確保するため、外部のリサーチ専門機関に委託して施行しており、ユーザー満足度の結果は、各局(課)の成果指標(KPI)として設定され、報酬、昇進などの成果評価に反映させ、ユーザー満足度の改善が成果評価システムに連動するように制度化した。特許ユーザー満足度は毎年上昇し続けてきたが、2011年度に若干下落し、2012年以降は再び上昇に回り、2013年度は75.96点という最高点数を記録した。

2)電話親切度の調査

＜表V－1－2＞5年間電話親切度の推移

(単位：点)

区分	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
満足度	89.32	89.48	92.85	90.99	91.02

韓国特許庁は、四半期毎に職員の電話対応時の態度をモニタリングし、局別・課別の点数を発表するとともに、それを成果評価に反映するなど、電話対応時の態度の向上に努力している。2012年からは、特許行政サービス提供機関の全体的な電話親切度向上に向けて、韓国特許庁のみ実施していた調査を傘下機関にまで拡大させた。また、四半期毎に4回実施していた調査を半期別に2回実施し、最初の受信状態、応対態度、アクセス状態、まとめの部分に区分してモニタリングを行っている。2013年の総合点数は91.02点を記録し、2012年の総合点数(90.99点)に比べて0.03点上昇したが、全般的に「大変良好」の水準を維持している。また、2013年の傘下機関の総合点数が89.33点となり、2012年に初めて実施した傘下機関の総合点数の83.45点に比べ6.48点上昇した。これは特許庁の電話親切度調査の結果と類似しており、2013年からは傘下機関長の評価時にも電話親切度の調査結果を反映している。

3)請願行政サービスについての評価

毎年総理室と権益委員会において、40の中央行政機関を対象に「国民シンムンゴ

(苦情申立窓口)」により受付け・処理された請願と国民提案についての評価を実施している。

請願サービスの評価は、請願満足度、処理期間、追加回答など10の指標により評価され、国民の提案は、提案処理率、採択率、実施率などの5つの指標で評価される。請願サービス評価は、全体の中央行政機関についての請願サービスの品質を測定するものであり、競争的かつ国民指向的な行政サービスの実現を通して請願行政サービスの質の向上を図るために実施している。韓国特許庁は、ユーザー満足サービス推進計画の策定、毎月の請願サービス状況の分析・報告などを行い、ユーザーの満足を目指し、多様な内部点検システムを運営している。

2013年には、ユーザー満足サービス推進計画を策定して着実に運営した結果、国民提案評価が40の中央行政機関の中で一位となり、請願サービス評価においても13位を占めた。また、2014年には請願サービスの品質を向上するために、ハッピーコールの実施、4～6のお知らせ制度の施行、優秀機関のベンチマーキング、請願サービスの職員教育実施などの請願サービス改善策を推進する計画である。

第3節 ユーザー感動の電子請願サービスの提供

1. 24時間電子請願サービスの支援

情報顧客支援局 情報開発課 電算事務官 カン・ソンタク

イ. 推進背景及び概要

韓国特許庁は、1999年から世界初のインターネット基盤電子出願サービスを提供し始めたが、電子出願サービスの時間が勤務時間内と限定されていたため、請願人からのサービス時間に対する拡大要望が多かった。

そこで韓国特許庁は、請願人の要望に応じて24時間、365日、いつ、どこでも電子請願サービスの利用ができるよう特許ネットシステムの改善に取り組み、24時間365日のNon-stop電子出願サービスを提供できるマスタープランを策定した。2002年に策定したマスタープランに基づいて、2003年から特許ネットシステムをリアルタイムサービスシステムに切り替える作業に着手すると同時に関連法制度も改善し、2005年11月から24時間の電子請願サービスを提供することになった。

また、オンライン出願支援システムである「特許路」は、ユーザーのコンピューティング環境変化に敏感であったため、運営体制(OS)のアップグレード、ウェブブラウザ(IE、Chrome、Safariなど)の多様化など、国内外ユーザーのコンピューティング環境変化に伴う特許路システムへのアクセス改善が必要であった。

ロ. 推進内容及び成果

2003年はマスタープランに基づいて、まず一括処理(Batch Processing)形態の特許ネット構造をリアルタイムの業務処理システム(Real-Time Processing)に切り替えできるよう、特許ネット基盤構造(Infrastructure)の設計作業を行った。また、請願人が電子出願サービスをより簡単に利用できるよう、出願人コード付与の申請や電子文書利用

申告など事前登録の手続きを簡素化にし、インターネットの「Giro」による銀行振り込み納付、過剰に支払った手数料のオンライン払い戻しなど、手数料の管理体系を改善した。

＜表 V-1-3＞2003年に完了した主要改善事項

推進分野	推進内容
請願 サービス 改善	・ 出願人コード付与申請、電子文書利用申告などオンライン事前登録手続きの簡素化 ・ 過剰支払い手数料のオンライン払い戻しなどの手数料管理体系の改善 ・ メールによる通知書受信など、ユーザーの利便性を中心に電子出願ソフトウェアの改善
特許ネット基盤構造の改善	・ 一括処理方式の特許ネット構造をリアルタイム処理方式にするアーキテクチャーの再設計 ・ 電子出願サービスのリアルタイム連動のために出願網、特許網、行政網を単一網にネットワークの統合設計 ・ 24時間データベース起動の無中断・リアルタイムバックアップ体系の構築 ・ 不必要なデータの移管・複製作業除去のためのDBの統合設計 ・ 特許ネットシステムの最適化・軽量化のための統合ミドルウェア適用

2004年は一括処理方式の特許ネット構造を、リアルタイムの業務処理システムに改編する作業を実施するとともに、電子出願システム障害発生時の救済策及び週5日勤務制度の施行に伴う書類提出期限の調整など、関連法制度の改編作業も併行した。これは、電子出願システムに障害が発生した場合、書類提出の期限が自動的に延長できるなどの取組みを行い、制度変更によって請願人に不利益が発生しない制度的な装置を取ったものである。これによって、書類提出期限の末日が土曜日の場合は、提出期限の末日を次の勤務日まで延長できるように改善した。

＜表 V-1-4＞2004年に完了した主要改善事項

推進分野	推進内容
------	------

法制度の改善	・電子出願システムの障害によって提出期限のある書類が提出できない場合の処理策を構築 ・週5日勤務制度の施行に伴う請願人の便宜のために、提出期限末日が土曜日の場合は次の勤務日まで延長
特許ネットの改善	・翌日一括処理形態のプログラムをリアルタイム処理方式に改善 ・リアルタイム侵入探知及びセキュリティモニタリングのために統合セキュリティ管理システム(ESM:Enterprise Security Management)を適用 ・無中断サービスのための災難復旧(DR:Disaster Recovery)システムの構築 ・オンライン・リアルタイム受付及び通知機能の実現
電子出願ソフトウェアの改善	・提出書類のエラー検証機能の実現 ・多様な添付書類の受付及び通知機能の実現 ・書類提出に伴う後続手続き連携機能の実現 ・電子文書の提出時点及び提出日時算定機能の実現 ・書類提出期限の末日が土曜日の場合、期限末日の算定機能の実現

2005年2月に特許ネットⅡシステムの開通により、請願書類のリアルタイム受付及び通知書のリアルタイム発送サービスが施行されることとなり、特許顧客の電子請願サービス利用における便宜を図りサービス時間を拡大した。また、2005年11月からは夜間及び休日も電子出願など電子請願サービスの利用ができるようになった。24時間体制で提供するサービスは、出願書類の受付、特許庁が発送した通知書の閲覧、登録原簿など各種証明書の申請及び発行、審査進行情報の閲覧サービス、出願番号及び提出書類の処理過程リアルタイム通知など、ほとんどの電子請願サービスを含んでいる。また、書類作成及び特許業務の処理手続きに不慣れな個人出願人の不便及び予期しない不利益を未然に防止するために、請願人が納付すべき特許手数料及び提出する書類のエラーを、書類提出前にリアルタイムで確認できるようにした。

＜表Ⅴ－1－5＞2005年24時間電子請願サービスの拡大

対象サービス	推進内容
--------	------

オンライン 出願	・勤務時間帯サービス→24時間サービス(方式審査は現行維持) ・欠陥書類の提出前に検証/校正サービスを24時間提供
オンライン 通知	・請願処理過程の通知に対し、 - 翌日一括処理→リアルタイム処理 - 勤務時間帯サービス→24時間サービス
諸証明 申請/発行	・勤務時間帯サービス→24時間サービス ※申込サービスは24時間サービスするものの、発行サービスは手数料が納付された場合に限り24時間支援
審査進行 情報など検索	・非リアルタイム・サービス→リアルタイム・サービス

<表V-1-6>24時間電子請願サービスの段階別開通時期

区分	夜間サービス(1段階)	休日サービス(2段階)	24時間サービス(3段階)
時期	2005.2 ～2005.6	2005.7～2005.10	2005.11～
サービス 時間	・平日:08～24時 ・土曜日:08～24時 ・公休日:なし	・平日:06～24時 ・土曜日:06～24時 ・公休日:09～21時	・平日:00～24時 ・土曜日:00～24時 ・公休日:09～21時

2006年は、24時間電子請願サービスの提供によって翌日に処理された業務が当日にリアルタイムのNon-stopで処理されることとなり、請願処理時間の短縮に伴う請願費用の節減及び行政効率の向上など請願サービスの画期的な改善をもたらした。特に、単純なサービス時間の延長ではなく、特許庁の特許情報をリアルタイムで利用できるサービスシステムが構築されたことで、書類作成及び特許業務処理手続きに不慣れな個人出願人の不便及び不利益を最小化することができ、時間及び空間に縛られず外国特許庁とリアルタイムで電子文書の交換が可能となり、特許庁の対内外におけるプレゼンスが高まった。

一方、請願書式の簡素化作業に取り組んだ結果、334種の請願書類を149種に減らすことができ、手数料の過剰支払による請願人の不便解消や手数料の納付事項をオンラ

インで照会・訂正・リサイクルできるシステムの構築など、手数料払い戻し及び納付手続きの簡素化により請願処理時間を大幅に縮小した。

＜表 V－1－7＞2006年に完了した主要改善事項

推進分野	推 進 内 容
請願書式 統廃合	・類似の請願書式統廃合(334種→149種) ・記載項目の簡素化(6,881個→1,336個)
手数料納付事項 オンライン訂正	・手数料払い戻しに関する情報のオンライン照会機能 ・手数料納付事項のオンライン訂正機能
国有特許 活用度向上	・国有特許の閲覧・管理機能 ・通常実施権のインターネット申請及び契約機能
寄託微生物 管理システム	・微生物寄託機関との連携 ・寄託情報・特許情報の統合管理及び検索機能 ・微生物の分譲申請及び発行手続きのオンライン化

これまで持続的に見直しを行ってきた電子請願サービスの拡大により、いつ・どこでもNon-stopで請願処理が可能となったが、受動的なサービス提供による請願人の不便まで解消することはできなかった。そこで、オーダーメイド型の電子請願サービスを開発し、請願人が該当サイトに訪問せず、処理しなければならないTo-Do情報を一箇所に集めて提供するサービスを2007年11月から施行した。

また、これまで電子出願を行うためには、特許庁が提供する専用ソフトウェアをダウンロードして設置する必要があったが、Web基盤の電子出願システムを構築することで、専用ソフトウェアを設置しなくても誰でも特許庁ホームページにアクセスさえすれば、簡単に電子出願できるように改善した。さらに、クレジットカード、携帯電話、リアルタイムの「Giro」による銀行振り込みなど、手数料の納付手段も多様化にし、特許ユーザーの手数料納付における便宜を大幅に強化した。

＜表V-1-8＞2007年に完了した主要改善事項

推進分野	推進内容
請願書式の統廃合及び簡素化に伴う電子出願システムの改善	・書式統廃合(347種→149種、57%縮小) ・ユーザー便宜機能の提供により書式作成時間の短縮(件当たり10分、年間236,237時間短縮予想) ・Window Vistaなど多様なPC環境による支援
電子出願SW機能改善	・明細書記載不備による意見提出の通知率縮小(43.62%→4.36%、90%縮小) ・請願書類の再作成・提出による請願費用の節減 ・記載不備による審査処理遅延の予防
オーダーメイド型電子請願サービス提供	・請願サービスのアクセス段階の縮小(5段階→3段階) ・請願処理結果などリアルタイム・オーダーメイド型連絡情報の提供により処理期限満了による請願の被害の予防
Web基盤電子出願サービス拡大	・商標をはじめ全権利に拡大 ・個人出願人の利用増加(商標の場合、前年対比5.6%増加)
手数料納付手段の多様化	・手数料の納付手段拡大(2種→7種) (クレジットカード、携帯電話、口座振り替え、プリペイドカード、ARS、Giro銀行振り込み、訪問) ・手数料の納付時間短縮(既存訪問、Giro銀行振り込みによる納付) ・納付情報のリアルタイム管理で行政効率の向上

2008年は、これまでの需要者中心の電子請願サービスの拡大により、主な請願書式の作成・提出を行えることができたが、サービス対象の書式が出願書中心に限られていたためにサービスの利用に限界があった。そこで、Web出願サービスの支援対象書式を登録書式、審判書式など請願書式全体へと拡大を行い、各種便宜機能を拡充した上、2008年11月からサービスを提供している。同時に、出願人が作成した請願書式の作成エラーを最小化するため、コールセンター相談システムを構築した。ホームページの個人情報流出防止のための公共I-PINの適用、障害者・高齢者など情報疎外階層

の利便性、多様なPC運営環境を支援するWeb標準・Webアクセシビリティの適用を行い、特許顧客のホームページ利用に関する利便性を高めた。

また、これまで出願・登録・審判に関する基本情報を中心に特許情報Webサービスを提供していたため、サービスの利用及び特許情報活用において限界があったが、諸証明書発行情報、手数料納付情報及び期間到来情報など、サービス対象の範囲を拡大することで、特許情報管理及び活用活性化を図った。このように電子請願サービスの持続的な拡大により、個人出願人などのWeb出願サービスの利用が前年に比べて76.7%の増加となり、電子出願率も93.1%から94.1%に増加した。

＜表V-1-9＞2008年に完了した主要改善事項

推進分野	推進内容
Web出願サービス拡大	・ Web出願サービス対象書式の拡大 -出願書式→登録・審判書式 -Web出願人の利用増加(前年対比76.7%増加)
特許情報ウェブサービス拡大	・ 特許情報Webサービスの提供情報拡大 -特許(出願、登録、審判)基本情報→諸証明書・手数料・期間到来情報 ・ 特許情報Webサービス拡大策の策定 -特許検索及び統計情報に拡大 -特許情報Webサービス インフラ拡大
請願サービス改善	・ 提出前作成書式の整合性検証結果に対するコールセンター相談システム構築 ・ 書類ファイルの履歴照会を通した諸証明書発行システム改善 ・ 電子出願専用サイト(特許路)の拡大 ・ オンライン出願過程を中心に特許路のメニュー体系及び初期画面改編
ホームページWeb標準・Webアクセシビリティ	・ ホームページ Web標準・ Web接近性強化 ・ 個人情報保護のための公共I-PIN適用

ティの適用	
-------	--

2009年は、これまで電子出願サービスを中心に運営されていた「特許路」を特許情報総合管理ポータルサイト(www.patent.go.kr)に改編した。ユーザーは、特許路Webサイトを通して出願進行情報、登録、審判情報など使用者別にすべての特許情報をひと目で確認でき、より簡単かつ便利に特許手続きを行うことができるようになった。また、知識のシェアリング、ブログサービスを構築してユーザーが参加して活動できるように拡大するなど、ユーザーが疎通できる活動を強化した。

また、ユーザーオーダーメイド型サービスの強化のため、未公開情報、通知書情報、締切り期限日に関する情報などのWebサービスを拡大した。Webサービス拡大に伴い安定的なサービス提供に向けて、主要サーバー、ミドルウェアを交替するなどインフラ拡大にも努力を傾けた。その結果、ユーザーは拡大された Webサービスを通してより多くの特許情報をユーザーが使う内部システムと連係させ、活動及び加工することができるようになった。

電子文書作成機の分野では、安全性、互換性及び編集機能が優秀な商用ワード基盤の特許文書作成機を開発して、ユーザーが特許文書をより便利に作成することができるようにした。そして共通出願書式(CAF)の適用により、国内出願書式からPCT出願まで可能となり、出願人の明細書作成の負担が大きく減少した。

一方、手数料の管理では、ユーザーの手数料納付の便宜向上のため、特許手数料の自動納付サービスを構築した。手数料の自動納付サービスとは、ユーザーが別途の納付行為をしなくても、ユーザー本人の口座から特許などの手数料が自動振り替え方式で引き出される方法である。年次登録料の場合、毎年納付時期が到来するとユーザーが直接納付をしなければならない不便さがあったが、自動納付サービスの構築によりこのような不便さが解消された。7月から施行された手数料自動納付サービスにより12月まで14,048件の30億ウォン程度の手数料が納付された。

<表 V-1-10> 2009年に完了した主要改善事項

推進分野	推進内容
オーダーメイド型 特許管理ポータル 構築	・ 自分の特許保管箱を通じて特許関連業務の全社的管理実現 ・ 知識シェアリング、ブログなど使用者参加型の空間構築
特許情報 Webサービス拡大	・ 2008年49種から2009年181種にコンテンツ拡大 ー未公開情報、通知書情報、締め切り期限情報など ・ サーバー及びミドルウェア交替を通じたインフラ拡大
商用ワード基盤の 電子文書作成機開発	・ 出願書及び補正書作成の便宜向上 ・ 共通出願書式(CAF)適用による国内/外出願作業簡素化
特許手数料自動納付 システム構築	・ 出願、年次登録、設定登録手数料の自動納付体系構築 ・ 自動納付お知らせサービスを通じた請願人便宜向上

2010年は、これまでソウルを中心に実施していた電子請願サービス懇談会を全国にまで拡大し、地方所在の出願人・代理人の不便事項を直接意見聴取(特許法律事務所及び地域別の懇談会を17回開催)の結果を、電子出願関連システムと制度改善に反映した。特に、地域知識センターの地域実情に合うオーダーメイド型の教育と面談の実施、2009年開発したグローバル特許文書作成機を利用した電子出願方法の教育及びマニュアルの提供を通じて注目を集めた。

<表 V-1-11> 2010年に完了した主要改善事項

推進分野	推進内容
電子出願SW	・ 共通出願書式(CAF)の適用を通じ、一度提出した出願文書を翻訳だけすれば主要国(韓国、米国、ヨーロッパ、日本など)の特許庁に提出できる電子出願ソフトウェア機能改善を遂行 ・ 塩基配列目録作成機の便宜機能の改善
諸証明	・ 諸証明書発行サービスにおいてマドリッド国際商標の事後指定件に対する

書サー ビス分 野	・ 謄・抄本交付申請の発行機能追加 ・ 諸証明書発行サービスにおいて1件単位で発行した最初出願の確認書を何件かに併合して申請することができるように改善
手数料 分野	・ 個人及び中・小企業顧客の手数料納付負担軽減のために特許庁に納付した特許料の一定の割合をポイントで換算し現金のように使用可能な手数料マイレージ システム反映 ・ 個人にだけサービスするクレジットカードによる納付を中小企業に拡大
特許路 ホーム ページ	・ 特許路の出願人情報変更履歴事項の照会機能改善 ・ 特許路の出願人コード付与申請の本人証明書類欄を新設し、案内文を追加

2011年は、電子請願サービス懇談会を持続的に実施し、地方所在の出願人・代理人の不便事項を直接意見聴取した上、電子出願関連システムと制度を改善した。特に、大学との協議により特許に関心のある大学生を対象に、電子出願関連の教育を行い大きな反響を呼んだ。

<表 V-1-12> 2011年に完了した主要改善事項

推進分野	推進内容
電子出願SW	・ グローバル特許文書作成機の性能改善及びエラー検証強化など、懇談会で出た使用者の意見を反映して使用者の便宜を向上
諸証明書 サービス分野	・ 登録原簿の写本申請を出願人コード発行及び認証書発行/登録など事前登録の手続きをなくし、基本の個人情報(署名、住民番号など)の入力だけでオンライン発行できるように改善を遂行
手数料分野	・ 一部の特許手数料(年次登録料)に対しオンラインだけでなくATMで納付ができるように仮想口座サービスの構築
特許路 ホームページ	・ 出願件に対し審査進捗状況をひと目で確認できるように、審査処理進行事項確認機能の改善遂行

2012年はユーザーフレンドリーな特許ネット構築のために特許ネット顧客諮問団を発足して運営するとともに、持続的な意見要望を取りまとめて特許路 UI(User Interface)を改善し、これにより諸証明発行の速度改善などに反映させることができた。また、3Dデザイン出願制度の便宜性を高めるため、3Dデザイン多出願顧客の政策懇談会を実施し、3Dデザイン出願可能なファイルを拡大し要望事項を反映した。

<表V-1-13> 2012年に完了した主要改善事項

推進分野	推進内容
特許路	・登録原簿など諸証明の発行速度改善 ・出願件に対し審査進捗状況を一目で確認できるよう審査処理進捗事項確認機能改善遂行 ・特許ユーザーの電子出願に係わる作成ガイドを動画像で提供する電子出願登録案内動画像サービス構築 ・特許権者の権利を本人が便利に照会及び管理できる年次(更新)登録管理サービス構築 ・微生物情報及び特許出願の連携状況を照会できる寄託微生物照会登録サービス改善 ・特許保管箱において登録公報情報を一括して照会できるよう、特許情報院に連携した登録原簿照会サービス構築
電子出願分野	・個人出願人の明細書作成の品質向上及び審査官の審査業務の効率を高めるため、模範明細書作成方法の内容を補完

2013年は、オープン「特許路」の開発事業を行い、IEにおいてのみ動作する非標準技術であるアクティブXの代替技術を開発して、Chrome、SafariなどIE以外のブラウザにおいても使用者が「特許路」を利用できるようにウェブの互換性を改善した。また、視覚障害者、聴覚障害者などシステムアクセスが容易でない使用者のアクセス性を高めるために、イメージ代替テキストの提供と、色と関係のないコンテンツ認識、キーボードアクセス性向上によりウェブへのアクセス性を改善した。

<表 V-1-14> 2013年に完了した主要改善事項

推進分野	推進内容
特許路	・ウェブ互換性の改善 - ウェブ標準技術およびアクティブXの代替技術適用を通してIE以外のChrome, ファイヤーフォックスなどのウェブブラウザも特許路のアクセスが可能 ・ウェブアクセス性の向上 - イメージ代替テキストの適用などを通して障害者などのシステムアクセスが容易でない使用者を支援 *イメージ代替テキスト・イメージで表現されるコンテンツの内容を理解しやすくするためにテキストで提供する方法

ハ．評価及び発展方向

これまで電子出願中心の電子請願サービス高度化に取り組んだことにより、特許ユーザーの電子出願の満足度及び電子出願率が持続的に向上した。今後は、ユーザーオーダーメイド型の電子請願サービスだけでなく、高付加価値特許情報の活用化に向け特許情報の普及インフラ拡大及び情報提供の範囲を持続的に拡大していく計画である。

そこで、既存の電子出願SWを使用者の便宜性強化のために統合・再構築する計画であり、老朽化した通知書閲覧機及び統合ビューアーの高度化を通して、通知書及び添付書類などについての検索機能を強化し、安定的にユーザーが使用できるように改善する計画である。

2. ユーザー指向型の特許情報検索サービス(特許ネットKIPRIS)の運営

情報顧客支援局 情報管理課 工業事務官 チェ・フンヨン

イ．推進背景及び概要

特許制度は国が一定期間の間、発明家に独占排他的な権利を付与する代りに、出願内容を一般人に公開し技術発展を促進することにより、産業発展に貢献できる制度である。そこで、米国、日本、ヨーロッパなどの先進特許庁は、自国技術の保護及び技術活用を増大のため、特許情報の普及に努めている。韓国特許庁は、2000年1月1日から特許情報検索サービス(KIPRIS : Korea Intellectual Property Rights Information Service)を通して、国内外の特許情報を一般国民らに無料でサービスを行っている。また、多様な連携情報及び利用者のためのサービスを提供することにより、国民の知的財産情報の活用強化に努めている。

ロ．推進内容及び成果

1)特許情報普及の推進

韓国特許庁は、特許情報の活用拡大に重点をおいた多様な政策に取り組んできた。2006年から中小企業、研究機関などのホームページに、KIPRISの検索窓を生成する「出前特許検索サービス」を実施し、2013年末には特許事務所、中小企業、研究所、学校など計427機関で活用している。また、2012年には、初心者を含む多様な階層が、特許情報を便利にアクセスできるようKIPRISホームページを全面改編し、スマートフォンなどを通していつでもどこでも特許情報を検索できるよう、KIPRISモバイルウェブも構築した。

2)検索及び照会情報の拡大

特許情報ネットキプリス(KIPRIS)で提供する情報は、初期は国内特許だけであったが、2002年に商標、デザイン資料を追加で提供し、米国、日本、ヨーロッパなどの海外特許の英文抄録(2003年)をはじめ、2006年からは海外特許専門(全文、full text)サービスを実施している。海外特許に対する継続的なサービス提供の努力により、2008年中国、2009年英国、ドイツ、フランスに続き、2011年にはオーストラリア、カナダ、ロシア、台湾の特許情報検索も可能になった。2011年には、特許庁ホームページを通

してのみ提供していたインターネット技術公知検索サービスの提供を開始し、2012年には、公報上の技術移転希望情報に関する検索と詳細情報が見られるようサービスの提供を行っている。また、審査官用の検索システムから提供しているファミリー情報を活用して KIPRISの海外特許ファミリー情報も改善した。さらに2013年には、KIPRISを検索する際に、非特許文献情報、知的財産紛争及び判例情報、Googleポータル情報なども同時に検索できるよう改善するなど、持続的な情報提供の拡大に取り組んでいる。

3)普及及び使用方法の改善

このようなデータの規模拡大とともに、利用者の便宜を考慮した政策及びコンテンツ開発も持続的に推進した。2006年には、会員登録及びログインなしで自由に検索することができるようにし、2007年には、言語障壁を解消するための自動翻訳サービスも提供した。また、発行された公報をKIPRISで提供する所要期間も着実に短縮し、2005年に3日から2日に、2008年7月からは当日提供が可能となった。2009年には、KIPRISの特許検索用データベースを特許庁審査官が検索するデータベースと統合させ、審査官が審査に活用する特許情報を一般国民にも同様に提供し、2010年には、利用者の検索便宜を高めるため、関心のある特許情報を自動検索し、その結果を提供するオーダーメイド型特許サービスを実施している。2012年には、これまでの項目別の検索機能の改善を行い「スマート検索」を提供しており、利用者が多様な統計情報を一目で見ることができる「TODAY KIPRIS」を提供している。2013年には、国民の知的財産情報の活用強化に向けて、政府部署(省庁)・自治体・関連機関と協力して国民に対する広報活動を強化し、KIPRISを初めて使用する初心者が、知的財産情報を効果的に検索できるよう、特許情報ネットキブリス「即席で習う」を製作してオン・オフラインを通して配布した。

4)これまでの成果

このような特許情報の活用拡大政策により、特許情報ネット(KIPRIS)の利用量も毎年大幅に増加した。KIPRISの利用指標である年間検索回数を調べてみると、2001年88

万回に過ぎなかったのが、2002年203万回、2004年686万回、2006年11月に史上初めて年間検索回数1,000万回を超え、2013年には4,081万回に達した。また、全世界158ヵ国においてKIPRISを活用するなど、KIPRISは知的財産権情報検索分野において韓国を代表する商品となった。特許情報の普及が、国と産業界の進むべき産業発展の方向指針を提示し、研究開発の重複を未然に防止できる道具としての役割と重要度が日増しに増加することによって、KIPRISの利用者も持続的に増加すると期待している。

ハ．評価及び発展方向

韓国特許庁は、一般国民が知的財産権に関する情報を迅速かつ正確、より簡単で便利に利用できるよう、常にユーザーの声に耳を傾けてきた。2012年には、国民に対する特許情報検索サービスであるKIPRISを、初心者など多様な階層がより便利に利用できるように大幅な改善を行い、その結果により2012インターネットエコワードサービス革新大賞を授賞した。また、2013年には、国家知識財産委員会で選定する今年のヒット商品に選定された。これからも特許庁は、より多様な情報を国民が便利に閲覧できるよう持続的なサービス改善を行い、知的財産権情報を円滑に活用できるように取り組んでいきたい。

<表V-1-15> KIPRISの現状

(2013年12月現在)

区分		'00年	'01年	'02年	'03年	'04年	'05年	'06年	'07年	'08年	'09年	'10年	'11年	'12年	'13年
KIPRIS 使用者 登録現況 (人、新規加入者)	大企業	10,919	9,736	10,135	10,139	7,612	2,480	926	221	253	235	360	318	580	571
	中小企業	23,900	23,626	18,512	17,129	14,126	8,832	3,594	905	886	1,059	830	872	1,629	1,608
	弁理士	760	372	400	315	308	68	16	10	17	56	58	21	112	192
	研究所	3,812	3,449	2,593	2,387	2,424	2,473	1,119	430	410	506	388	412	778	806
	個人	70,034	64,352	61,332	64,388	55,785	21,095	7,863	3,052	2,018	2,268	2,243	2,190	3,533	3,805
	その他	10,449	16,544	13,444	13,883	31,447	89,220	36,953	6,295	7,260	6,998	1,889	5,690	4,763	3,228
	合計	119,874	118,079	106,416	108,241	111,702	124,168	50,471	10,913	10,844	11,122	5,768	9,503	11,395	10,210
KIPRIS 検索件数 (千件)	期間別 (増加率)		879 -	2,033 (131.4%)	5,514 (171.2%)	6,858 (24.4%)	9,242 (34.8%)	13,049 (41.2%)	16,107 (23.4%)	18,699 (16.1%)	23,785 (27.2%)	27,675 (16.4%)	27,361 (-1.1%)	33,085 (20.9%)	40,805 (23.3%)
KIPRIS Plus 検索件数 (千件)	期間別 (増加率)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,729 -	13,216 (71.0%)	18,624 (40.9%)	116,033 (523.0%)
ホームペ ージ 訪問件数 (千件)	期間別 (増加率)	1,601 -	3,279 (104.8%)	3,765 (14.8%)	4,104 (9.0%)	4,220 (2.8%)	4,429 (4.9%)	7,808 (76.3%)	11,214 (43.6%)	15,914 (41.9%)	13,863 (-13%)	15,594 (12.5%)	16,914 (8.5%)	17,972 (6.3%)	18,596 (3.5%)

第2章 環境変化に応じた知的財産制度の改善

第1節 概観

特許審査企画局 特許審査制度課 技術書記官 チェ・ジョンユン

知的財産を基盤とする創造経済の時代を迎え、知的財産は創造経済の貨幣のような経済成長の核心要素として登場した。国家間の貿易においても知的財産と関連した物品の交易が増加することとなり、WIPO、WTOなど多国間舞台及び二国間の貿易交渉においても、国際知的財産権の規範についての議論が活発に行われている。各国は、国際舞台において、自国有利の知的財産権規範を創出するために努力するとともに、すでに形成された国際知的財産権規範に従って、自国の国内法令の改正努力も並行している。そこで韓国特許庁も、国際知的財産権規範を反映した創意的アイデアの保護及び早期権利化に向け、法制度の改善を推進している。

特許分野の場合は、特許法条約(Patent Law Treaty)など国際規範の反映を通して特許制度の国際調和に取組み、国内外の環境変化に添った特許法及び実用新案法の改正を推進した。出願日先占のための明細書の言語要件の緩和により、外国語で作成された出願書も提出可能とし、請求範囲がない明細書を提出しても出願日が認められるなど、特許出願要件を緩和する改正案を2013年9月に国会に提出した。

また、強い特許創出に向けて、出願人と審査官が適正な権利を作り上げていくポジティブ審査への転換を図り、出願から特許許否決定まで審査の全段階にわたりオーダーメイド型審査を実施するとともに、新製品発売時期に合わせて特許、実用試案、商標、デザイン出願を一括審査する、顧客戦略オーダーメイド型の一括審査制度を導入した。

第2節 特許・実用新案分野

1. 特許法、実用新案法の国際的な調和及び顧客便宜の増進

特許審査企画局 特許審査制度課 工業書記官 シン・ジンソプ

イ. 推進背景及び概要

韓国特許庁の主なユーザーである、発明者と企業、研究所から提示された不便要因である複雑で難しい特許出願手続きの緩和について、発明の補正が簡単にできるように改善するとともに、特許出願人に対し特許を受ける機会を最大限に保障するなど、特許制度の先進化に向けた特許法、実用新案法の改正作業を推進している。

2013年は、出願人に責任を帰することができない事由により、手続き期間に遅れ出願が消滅された場合、救済できる対象の拡大を行うとともに、出願後1ヵ月以内に特許出願を取消・放棄した場合、出願料と審査請求料だけでなく、優先権主張料も返還できるように特許法を改正した。

また、出願日認定要件の緩和に対する国際的流れ²⁴に応じて創意的アイデアを簡単に権利化でき、早い出願日を確保できるように、出願日認定要件を簡素化する内容の特許法・実用新案法の改正案を国会に提出した。

この他にも、職務発明制度の活性化に向け、職務発明補償の優秀企業として選定された企業の出願について、優先審査の申請ができるように特許法・実用新案法の施行令を改正するなど、特許出願と関連した制度改善などの下位法令を改正した。

ロ. 推進内容及び成果

²⁴ 出願日認定要件の簡素化などを主な内容にして各国特許制度の統一化・単純化を目標にする特許法条約(Patent Law Treaty)が2000年6月に妥結、2005年4月に発効し、イギリス、フランス、オーストラリア、ロシアなど計32か国(2013年2月基準)が加盟するなど全世界的に広がりつつある。

特許制度の先進化に向けた特許法・実用新案法の改正は、改正の必要性及び至急性などにより3段階に分けて推進している。第1段階は、消滅された特許出願の回復機会の拡大(特許法大67条の3の新設)、刊行物に準ずる電気通信回線の範囲規定の整備(特許法第29条第1項第2号)、共同出願対象の明確化(特許法第84条)などを主な内容とする特許法・実用新案法一部改正法律案の法制処審査が終り、国会に提出(2012.6.28)され、国会において一部修正し通過された後、2013年3月22日に改正された特許法(第11654号)、実用新案法(第11653号)の一部改正法律案が公布された。

＜表 V－2－1＞第1段階：特許法の主な改正内容

区分	改正内容
特許出願回復機会の拡大	出願人に責任を帰することができない事由により審査請求期間(5年)や再審査請求期間(30日)に遅れた場合、その事由の消滅日から2ヵ月以内に申請すれば出願が回復
手数料返還対象の拡大	特許出願後1ヵ月以内に出願を取消や放棄した場合、出願料、審査請求料以外に優先権主張請求料も返還
電気通信回線範囲制限規定の削除	大統領令で定める電気通信回線を通して公知された発明は特許を受けられなかったものを、その他の電気通信回線を通して公知された発明も特許を受けられないように規定
補正手続きの改善	最終的に補正された発明が何なのか明確にするために、補正手続きにおいて最終的に補正する前に行った補正は取下げと見なす。
共同出願対象の明確化	共同発明者の他に持分譲渡などにより特許を受ける権利を共有することになった承継人も共同で出願できるよう明確に規定

第2段階は、創意的アイデア保護強化などに向けて、出願日認定要件の緩和と関連した、国際的流れの反映及び国内外の環境変化に添った法改正の需要を一括反映して、難しい漢字語でなる法律用語を分かり易い韓国語表現に変え、長く複雑な文章を簡潔・明確に直し、分かり易い法令づくりを推進した。また、出願日認定要件の緩和と関連した改正事項は、制度改善事項が膨大であったため、改正案について多様な庁内

外の意見を追加的に検討を行い、出願日認定要件の簡素化、明細書補正に関する原文主義の導入、民法改正事項の反映及び許可などに伴う、特許権存続期間延長制度の整備などを主な内容とする特許法・実用新案法一部改正法律案を整備し、関連法案を2013年9月に国会に提出した。

＜表Ⅴ－2－2＞第2段階：特許法の主な改正推進事項

区分	改正内容
出願日先占のための明細書記載要件の明確化	発明の説明を書いた明細書及び必要な図面を添付した特許出願書が特許庁長に到着した日を特許出願日に認定
出願日先占のための明細書言語要件の緩和	外国語明細書で出願ができるようにし、最先日から1年2ヵ月の期限内に韓国語翻訳文を提出するよう規定
外国語出願の明細書補正基準の転換	外国語国際特許出願の明細書補正基準を外国語明細書に転換(翻訳文主義から原文主義に転換)
特許用語の統一	特許出願書に添付して提出すべき「明細書」を「発明の説明」と「請求範囲」に区分し、現行の国際出願の「明細書」を「発明の説明」に、「請求の範囲」を「せいきゅ範囲」に特許用語を統一
特許料未納に係る特許権回復規定の緩和	特許料の未納により特許権を喪失した場合、その特許権を回復する要件を緩和
国際特許出願の韓国語翻訳文提出期間延長制度の導入	出願人の申請がある場合、韓国語翻訳文の提出期間を1ヵ月延長できるようにした。

第3段階は、特許法条約など国際規範事項である優先権主張の回復、出願補完、以前出願引用などを反映する制度改善であり、これに関する事項は国内外の状況によって今後改正を推進する計画である。

また、創意的アイデア保護強化に向けて公知例外主張要件を緩和し、現行の「出願時」だけでなく、明細書の補正可能期間及び設定登録期間にも公知例外主張ができるように公知例外主張補完制度を整備し、出願人が市場の技術動向に能動的に対応でき

るように、特許登録決定後も設定登録期間まで分割出願できる特許制度の改善を推進している。

特許法・実用新案法の下位法令の改正については、特許法に添って委任を受けた許可などに伴う特許権存続期間の延長対象発明に関し明確にし(2013. 4.3. 施行)、新たに追加された特許出願回復に係る特許法改正事項(法律11654号、2013. 7.1. 施行)の反映のために関連手続きを規定した。また、職務発明補償の活性化に向け、職務発明補償の優秀企業として選定された企業の特許出願を優先審査対象に含め(2013. 7.1. 施行)、個人情報保護強化に向けて特許公報などに掲載した特許権者などの住所掲載範囲を制限(2014.7.1. 施行)するなど、特許法・実用新案法の下位法令を改正した。

＜表Ⅴ－２－３＞特許法下位法令の主な改正内容(2013年改正)

区分	改正内容	公布日(施行日)
特許権存続期間延長対象発明の明確化(施行令)	特許権存続期間延長対象発明を薬事法に添って品目許可を受けた新物質を有効成分とする医薬品などに明確に規定	2013.4.3. (013.4.3.)
固有識別情報処理根拠の構築(施行令)	特許権者などの個人情報保護を強化するために登録公告用特許公報などに掲載した特許権者などの住所の掲載範囲を申請によって一部分のみ掲載	2013.6.28. (2013.7.1.)
職務発明補償優秀企業出願の優先審査対象に追加(施行令)	職務発明補償を活性化させるため、職務発明補償の優秀企業に選定された企業の特許出願を優先審査対象に規定	2013.6.28. (2013.9.23.)
特許出願の回復申請手続き構築(施行規則)	特許法改正により追加された責任に帰することができない事由により出願審査などの請求期間に遅れ消滅された特許出願の回復のための申請手続きを構築	2012.6.26. (2013.7.1.)

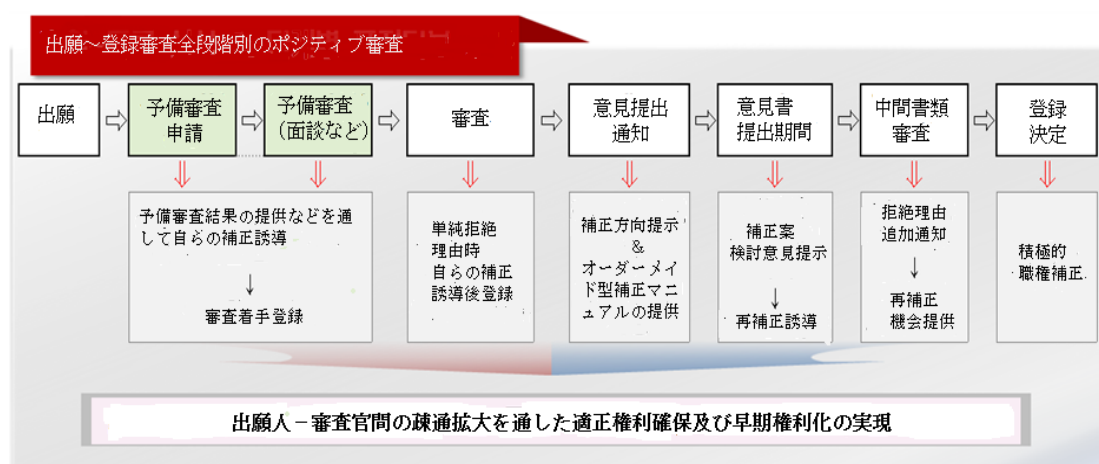
また、出願人と疎通・協力して適正な権利をつくり、正確な審査を行うためにポジ

タイプ形態による審査方式に改善するポジティブ審査施行計画を策定し、製品発売時期と知的財産権取得時期を一致させ、企業の知的財産権戦略策定とポートフォリオ構築ができる一括審査制度を以下のように実施した。

■ ポジティブ審査

審査効率性向上の観点から接近する拒絶可否判断中心のネガティブ審査方式の運営から脱皮し、出願人と疎通・協力を行い適正権利をつくり、正確な審査ができるポジティブ審査方式審査のパラダイムへ転換するため、審査の与件などを考慮して段階別に施行計画を策定した。

＜図V-2-1＞ポジティブ審査の概要



また、2013年は、審査官が拒絶理由を通知する際に適正権利を有することができるように、補正の参考となる補正方向を提示するなど、ユーザー中心の審査通知サービスの活性化に取り組んだ。2014年は、適正権利の早期権利化及び正確な審査を目指し、予備審査制度を試験的に施行する計画であり、代理人なしで直接手続きを取る際に、拒絶理由に対する適正な補正方法を知らず、補正において困っている出願人のために、拒絶理由を通知する際の「分かりやすい補正マニュアル」を提供する計画である。

■ 一括審査制度の実施

技術がグローバル化して事業形態が多様化するにつれ、事業戦略上の知的財産を取

得して活用がますます重要となっている。そこで、企業の事業戦略に必要な知的財産の包括的な確保を支援するために、事業と関連する出願群を一括して審査する企業先約オーダーメイド型一括審査制度を導入した。

一括審査制度とは、一つの製品と関連する幾つかの知的財産権の出願を出願人が希望する時期に合わせて審査する制度である。

<図 V-2-2>一括審査制度の運営



2013年12月から特許・実用新案を対象に一括審査制度を施行した。一括審査の実施申請の対象は、優先審査に選定された出願であり、「事業実施又は準備」。「海外輸出」関連の特許・実用新案の出願である。中小企業及び創業の支援のために「ベンチャー企業」、「技術革新型の中小企業」、「1人創造企業」の出願も一括審査の申請が可能である。また、出願人が違っていても大企業製品において、中小企業から調達を受けた部品が含まれている場合、大企業と中小企業が関連する出願について同時に審査が受けられるようにし、大・中小企業間の共存にも寄与する制度を設定した。

一方、一括審査を行う前に担当審査官を対象に、企業が申請出願した技術の内容について事前に説明する「技術説明会」を開催し、出願人と審査官の技術内容に対する円滑な意思疎通を通して一層正確な審査を支援する。

このような特許・実用新案を対象に実施した結果を基に、2014年4月からは、産業

財産権である特許・実用新案から商標・デザインまで一括して審査できるように拡大して施行する計画である。これを通して企業の総合的な知的財産権の戦略策定及びポートフォリオ構築がよりしやすくなると期待される。

ハ．評価及び発展方向

2013年は、特許出願の回復対象を拡大するなど特許制度の先進化に向けて、特許法の一部改正を完了し、創意的アイデアの保護強化のために、出願日認定要件の簡素化などを主な内容とする、特許制度先進化に向けた特許法・実用新案法の改正案を2013年9月に国会に提出した。

また、創意的アイデアの保護強化に向けて、公知例外主張の補完制度の導入及び登録査定後の設定登録期間に分割出願ができる制度の導入などを内容とする、特許法・実用新案法の改正を推進している。2014年も規制撤廃及び非正常の正常化に向け、国民と疎通しながら特許法令の改正を持続的な推進に取り組んでいきたい。

2. 世界的水準の特許・実用新案審査基準の改正

特許審査企画局 特許審査制度課 工業書記官 ウィ・ジェウ

イ．推進背景

審査結果を国際的に相互交換して活用する審査業務の国際協力時代を迎え、世界的に認められる品質の高い審査を行うために、優秀な審査人材及び審査支援インフラの拡充に加え、具体的で明確な審査基準の構築が必修的である。

このような状況において、先制的に対応して韓国の審査環境に適合したグローバル水準の審査基準にアップグレードするため、2009年に特許要件一部審査基準の改正に続き、2011年1月に明細書記載要件、発明の単一性、新規事項の追加など、特許審査

全般にわたる審査基準の改正作業を遂行した。

また、2011年7月には、改正した特許法・実用新案法を反映して明細書の背景技術の記載に関する審査基準の新設と、その他の優先審査及び審査手続きに関する審査基準を補完している。

2011年12月2日に韓－米FTA履行に向けた改正特許法が公布されたことを受け、2012年3月にはこの改正法の内容を反映し、微生物寄託、請求項の記載、分割出願の可能期間に関して国際的な動向を反映し、出願人の手続き的な保障を強化する方向で補完した。

2013年3月に改正された特許法(法律第11、654号、2013年3月22日公布、2013年7月1日施行)が公布されることにより、この改正法の内容を反映した審査基準の改正が2013年7月に行われた。

ロ．推進内容及び成果

2013年7月の審査基準改正は、特許法改正を反映するとともに、創造経済実現に向けた国民中心の制度改善策の中で、審査指針による補完として可能な事項に限り改正が行われた。

主な改正内容を調べてみると、改正特許を反映したて電気通信回線を通して利用可能な発明は、すべて特許法20条第1項第2号の先行技術となることから、電気通信回線の種類に伴う公知内容を明確にした。また、拒絶理由通知に伴う指定期間内に複数の補正書の提出がある場合、最後の補正以前のすべての補正は、取下げと見なす特許法改正事項を審査基準に規定した。

創造経済の実現に向けた国民中心の制度改善の取組みとして、単純なミスによる拒絶査定を最少化するため、補正書に一部の補正が漏れたとしても意見書にその補正の意思及び補正内容を記載すれば、審査官の裁量で同一の拒絶理由を再通知できるよう

にした。また、職権補正を拡大し指示対象が文言上不一致であっても、明確な誤記と見なす類型を、職権補正の対象に該当する旨を明示して判断事例を提示した。

複数公知の公知例外主張については、出願書に公知例外適用を表示すれば、公知事実の情報を記載しなくても、公知例外主張の趣旨が記載されたものと見做し、期間内に証明書類を提出することにより、その公知事実について公知例外として認めるよう審査基準を明確にした。また、密接不可分関係を拡大し、研究結果による同一な発明の学術的な発表行為との間は、密接不可分関係を擬制するようにした。

指示対象判断については、指示対象が文言上一致しなくても、記載不備でない明白な誤記とみなす類型及び事例を追加し、明白な誤記に該当する記載は、拒絶査定及び補正却下査定をしないように明示した。

背景技術の審査基準補完については、背景技術が請求項発明に関するものであるか否かについては、技術分野、解決すべき課題、課題の解決手段を重点的に考慮した上で判断し、技術分野の基礎的な技術が少ない場合は、背景技術の認定可否判断の原則を具体的に提示しながら実際の審査事例を基に判断事例を追加した。

独立項及び従属項の単一性判断方法については、独立項が新規性、進歩性がない場合には、従属項との間に関する単一性の審査方法をより具体化して提示した。

審査保留基準については、原出願が拒絶査定不服審判係留時に、原出願と競合する分割出願の審査において、第36条第2項の拒絶理由だけある場合には、原出願を補正できないことを鑑み審査保留できるようにし、その他の拒絶理由については、正常に審査を進めるようにした。

2013年7月の審査基準改正により、創造経済の実現に向けた国民中心の制度改善の取り組みに寄与でき、単純な補正漏れについて同一の拒絶理由を再通知することにより、出願人の手続きの機会をより充実に保証できるものと期待される。

一方、特許審査の国際協力の基調にのって、2011年からは、特許・実用新案の審査指針書のうちの3、4、5、6部についてのみ英文版を提供し、2012年に残りの1、2、7部について英文版を完了し、2013年3月に審査指針書の全体に対する英文版を発刊した。

ハ．評価及びは発展方向

韓国の特許制度が、ユーザーの要求に対し積極的に応じて「ユーザーオーダーメイド型」へと改善を行い施行したことにより、企業などの特許ユーザーに利便な特許制度の基盤整備が整い、これにより特許ユーザーからの満足度も高くなった。また、知的財産権の世界化の時代を迎え、特許・実用新案の審査基準も先進国水準に引き上げることにより、国際国際協力において問題が発生しないよう備えることができた。

2014年には組織改編により単位技術が多数の局と課に分散され、技術分野別審査基準の統合管理が必要となった。技術分野別の審査基準管理システム再整備の必要に応じて、技術分野別の審査基準を審査指針書に反映して統合する計画である。これを通して審査基準の一貫した運営が可能となり、外部の信頼度を高め、外国審査基準の運営状況と附合し、ユーザーの指向的なグローバル水準の特許・実用新案の審査基準を維持・補完する努力を続けていく計画である。

第3節 商標・デザイン分野

1. 商標法全面改正の推進

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 ソン・ホジン

イ. 推進背景及び概要

商標法は1949年に制定して以来、単発性の制度改正、需要による細かい部分の改正などにより枝条項が多すぎ、特定位置に集中配置したことにより法律の複雑性が加重され、論理的一貫性が欠如し国民の商標法に対する理解度が低下した。一方、登録主義という制度を悪用して不使用貯蔵商標を増加させ、正当な権原のない者が商標を先占して不当な権利行使をするなど商標権乱用行為が増加しているため、これを補完する必要性があった。

そこで、法律の整合性を高め、登録主義の原則下で使用主義要素を補完し、商標制度の悪用を防止するとともに、不合理な慣行を除去して出願人の利便性を向上させ、不必要な規制を緩和することにより、公正で合理的な制度の構築に取り組んできた。

ロ. 推進内容と成果

今回の商標法全面改正の主な内容は次のとおりである。

1) 商標の使用による識別力認定要件の緩和

現行の規定は、商標の使用による識別認定基準の要件が高すぎて、他人の模倣行為に対する適切な対応が不十分であり、インターネットなど情報通信産業の発達により、すでに関連の需要者や取引業者が商標所有者がだれなのかを知っていながらも、これを模倣する行為について積極的に対応できないことは、商標所有者にとって厳しい状況といえる。そこで、改正案は元から自他商品の識別力のない商標であっても、長い

間、自己商品の表示として関連の取引先や一般需要者に認識されてれば識別を取得したものと見做し、商標登録を受けられるようにしたのである。

2)商標権侵害による損害賠償請求権者を実使用者に限定

使用していない商標を先占する目的で登録した後、類似商標を使用している者に対し権利行使の警告状を送りつけ、示談金や損害賠償の名目で請求権を行使する場合、実際に営業上において損害が発生していないのに、損害賠償を請求することはできないということを明らかにした。

3)同日に2以上の出願が競合した場合は、先使用者の出願を認定

同日に同一・類似の商品に2以上の商標登録出願があった場合、両者間の協議により出願人を決めるが、協議が成立しなければ先使用者が先に登録を受けられるようにした。

4)商標の定義・概念などの整備

概念上の重複や拡大可能性のない説明は削除し、標章の類型を例示的に列挙することにより商標権の保護範囲を拡大させ、商標の定義が簡潔でなく、商標として機能するすべてのものを商標として登録することが可能なのに、これを限定的・列举的に定義したと誤解される余地があり、商標とサービス票の区分により法体系が複雑であったため、サービス票を商標に一元化した。

5)著名商標の希釈化が憂慮される商標の登録禁止

営業上の信用が化体されて著名となった商標を、商標権者以外の者が他の商品に使用したことにより、商標の名声に損傷や識別力がなくなることは、商標権者の財産的利益の損失だけでなく、需要者も出所の混同により損害を受けることがあるため、このような商標の登録が拒絶できるよう根拠の条項を設置した。

6)信義誠実の原則に違反した商標登録出願の拒絶規定新設

他人との契約などで特定関係であった者が、その特定関係により知ることになった他人の商標を自己の商標として出願し、先占することを防止するために、その登録を拒絶できる根拠の条項を新設した。

7)商標不登録事由に該当するか否かの判断時点の変更

商標不登録事由に該当するか否かを商標登録出願時に判断することになれば、瑕疵やすでに消滅した事由などにより商標登録を受けられない不合理な結果を招き、出願人は関連の事由が消滅されたとしても再び出願をしなければならないなど、時間と費用の不経済が発生するため、悪意的な模倣商標に関する規定は除外し、商標登録の可否査定時に不登録事由に該当するか否かについて判断するように変更した。

8)不使用取消審判制度の合理的な補完

不使用商標の累積により出願人の商標選択範囲が狭く、商標検索範囲の増加に対する負担が発生しており、取消審判請求時の利害関係の有無に対する争いと、これに対する判断により審理の遅滞が頻繁に発生していた。また、不使用商標に対する移転交渉が提起されると、審判請求が行われることに備え、名目的な使用で使用証拠を操作し登録商標の取消を免れるなど、不公正な商標の使用行為が問題となっている。権利として保護すべき実体がないのにもかかわらず、登録という形式的な行為に対し民・刑事上の責任を認めていた不合理を除去するために、不使用取消審判の請求人適格を「何人」に拡大し、不使用取消審判請求日3ヵ月以内で使用した行為に対しては、取消を免ずるために「名目的使用として推定」とし、不使用取消審決が確定されれば「その審判請求日に遡及」して権利が消滅したことにする制度を改善した。

9)商標共存同意制度の導入

現行は、商標出願が先登録された商標と同一・類似により拒絶査定の見解が通知された場合、出願人が先登録商標権者からその登録に対する同意書をもって提出してもその出願は拒絶される。しかし、過度な分離観察により類似範囲を広く見るなど、市場状況を反映していない商標審査となる可能性があるとして反省し、審査官から先登録・先出願商標と同一・類似であるという意見提出の通知を受けた出願人が、その商標権者から登録に関する同意書をもって提出すれば、特別な事情がない限り登録できるように関連規定を設置した。

10)その他の改正事項

この他に出願人の錯誤による誤記が明白な場合、審査官が職権で出願を補正することができるようにし、商標権消滅後1年間の出願禁止規定の削除、商品分類転換登録に係る条項の削除、指定商品別の権利範囲確認審判請求制度の導入、分かりやすい法令づくり勧告案の反映など、出願人の利便性向上と法律整合性のための改正案を構築した。

ハ．評価及び発展方向

商標法は知的財産権法制度の一つであるが、創作性を保護する法でなく、商標の混同による需要者及び営業する者の不利益と、市場競争を保護するための法制度といえる。今回の全部改正においては、商標権が不正競争行為の手段として使用されないように公正性の確保に重点を置き、不合理な制度を改善して国際的な標準に適合する商標制度を構築することにより、韓国企業の営業活動の便宜を高めることに焦点を合わせた。

2. デザイン保護法改正の推進

商標デザイン審査局 デザイン審査政策課 書記官 ゴ・ジェホン

イ．推進背景及び概要

21世紀の感性の時代を迎え、グローバル一流企業は革新的なデザイン、創造的なブランドイメージなど差別化されたデザインで企業の競争力を高めている。

しかし、このようなデザインの重要性と比べ、現在の韓国のデザイン保護制度は1961年に「意匠法(現デザイン保護法)」制定して以来、デザイン無審査制度、複数デザイン制度の導入、部分デザイン制度の導入などの一部において制度の改善はあったが、デザイン創作レベルの向上と、デザイン創作者の権利保護するなどのデザイン登録出願人のための制度改善には力不足であった。

そこで韓国特許庁は、デザイン団体、企業、学界及び弁理業界など多様な分野における意見と批判を受け入れ、デザイン創作性要件の強化と複数デザイン登録出願の向上を大幅に改善する一方、類似デザイン制度を廃止して関連デザイン制度を導入する内容を中心にデザイン保護法の全面改正案を推進して2013年5月に公布し、2014年7月1日から施行する予定である。

また、デザイン分野の国際出願システムである「産業デザインの国際登録に関するハーグ協定」加入に向けた法律内容を改正案に反映することにより、一つの手続きで各国に出願する効果を収めると同時に、登録後にもデザイン権の一元的な管理が可能となり、国際出願方式における出願人の便利を図った。

ロ．推進内容及び成果

1)デザイン創作性要件の強化

現行の規定によると、公知デザインの結合又は国内で広く知られる周知の形状などにより、容易に創作できるデザインについてのみ、その登録を拒絶していた。しかし、改正案では、デザイン登録出願前に国内だけでなく国外でも広く知られた形状・模様・色彩又は、これらの結合により容易に創作できるデザインも創作性のないものと

見做し、デザイン登録を受けられないようにした。

また、公知デザインの結合だけでなく、単独の公知又は周知デザインから容易に創作したデザインについても、デザイン登録を拒絶することができるように規定することにより、最高裁判所の判例(2008フ2800)と一貫性を維持することになった。

さらに、周知の形状を国外まで拡大することにより、外国の有名なデザインを模倣したデザイン登録を排除することができ、国内デザインの創作水準を高め、他人のデザインを模倣しない社会的雰囲気が造成されることが期待される。

2)関連デザイン制度の導入

現在の類似デザイン制度は、自己の先登録又は先出願デザイン(基本デザイン)に対する類似デザインに対してのみ、自己の先行デザインによる新規性違反及び先出願主義の違反としてデザイン登録を拒絶せず、登録をしてあげる制度である。

しかし、類似デザイン権でデザイン登録を受けた場合、基本デザインと同一に審査を受けて設定登録料を納付しても、その権利範囲が基本デザイン権に合体されて独自の権利範囲がなく、類似デザイン権として登録する意味がないとの批判があった。

そこで今回の改定案は、類似デザイン制度を廃止し、基本デザインと類似な関連デザインに対し、独自の権利範囲と存続期間を付与する関連デザイン制度を導入することによって、デザイン権の保護が一層強化される見通しである。

3)複数デザイン登録出願制度の改善

現在の複数デザイン登録出願は、デザイン無審査物品に限り20件以内のデザインを1デザインとして登録出願でき、秘密デザインの請求、補正却下、出願公開、デザイン登録査定及び拒絶査定をした場合、複数デザインで登録出願されたデザイン全体に対し請求や審査を遂行しなければならない不便さがあった。

そこで、改正案では審査・無審査(改正案は「無審査」を「一部審査」に変更)物品の可否を問わず、同じ物品類(デザイン保護法施行規則別表第4号)に属する物品については、100件まで出願可能とし、複数デザイン登録出願されたデザイン一部についても、秘密デザインの請求、補正却下、出願公開、デザイン登録査定及び拒絶査定ができるように改善するなど、出願人の便宜を一層高めることができる。

4)ハーグ協定に伴う国際出願手続きの導入

国内出願人が、一つの出願書に登録を受けようとする複数の国を指定して直接又は締約該当者の官庁を通してWIPOに提出すれば、指定したすべての国に出願した効果が付与される国際デザイン出願制度を導入することにより、韓国国民が海外においてデザイン権を簡単かつ便利に取得できるようにした。

また、外国の出願人が韓国を指定国にして国際デザイン登録の出願をした場合には、原則的に国内において出願したのと同様な効果を付与することとし、審査と関連した全ての規定が適用され、協定と相違する一部分については、別途の特例規定を設定して国際出願に対する審査登録の手続きを明確にした。

5)その他の改正内容

デザイン創作性要件の強化、関連デザイン制度の導入、複数デザイン登録出願制度の改善の他にも、拡大された先出願適用の自己出願例外、デザイン権存続期間の延長、新規性喪失例外主張手続きの改善、職権補正制度の導入、手数料返還対象の整備、再審査請求事由及び補正機会の拡大、デザイン登録出願手続き上の補完制度の導入、デザイン無審査の用語変更、民法改正事項の反映及び分かりやすい法令づくりの整備基準に従って法令を整備した。

＜表V－2－4＞デザイン保護法改正の前後の権利範囲比較

区分	現行	改正(案)
複数デザイン	・ 無審査品目 ・ 最大20件まで認定 ・ 全体登録/全体拒絶	・ 審査/無審査品目すべて可能 ・ 最大100件まで可能 ・ 一部登録/一部拒絶
拡大された先出願	・ 本人出願も適用	・ 本人出願は除外
存続期間	・ 設定登録日から15年	・ 設定登録日から出願日後20年
職権補正	・ なし	・ 明白な誤記である場合、審査官が職権で補正可能
新規性喪失例外	・ 出願時主張&出願日後30日以内に証明書類提出	・ 審査官が拒絶理由の通知と第3者の異議申請や無効審判請求があった場合、意見書(答弁書)などで主張
類似デザイン	・ 独自の権利範囲は認定されない(判例)	・ 関連デザイン制度に変更 -独自の権利範囲認定
再審査請求事由	・ 図面の補正に対してのみ再審査請求可能	・ 補正事項全部に対し再審査請求可能
デザイン無審査	・ デザイン無審査登録出願	・ デザイン一部審査登録出願

ハ．評価及び発展方向

デザイン保護法改正は、2010年7月のデザイン制度改善方案及び2011年9月のハーグ協定に伴う国際出願導入などの一部改正法律案が国会に提出されたが、2012年5月に第18代の国会任期満了により自動廃棄となった。

そこで韓国特許庁は、2012年6月に国会へ提出した法律案とともに、デザイン無審査の用語変更、分かりやすい法令づくりなどの追加的な改正要因も反映して、これまで単発的な部分改正により発生した202の全体条文に対する113枝条文を解消し、法律の条文体系に合わせデザイン保護法全面改正(案)を策定して、2012年9月に立法予告と

公聴会を開催し、2013年1月に国会に提出して5月に公布した。

しかし、2010年に国会へ提出した法案のうち、デザイン保護対象及びデザイン保護範囲の拡大は、デザイン成立要件である物品性要件の欠如及び著作権との重複保護など、国民のデザイン自由実施の利益を侵害するとの理由により、立法予告及び公聴会を通して大韓弁理士会、デザイン企業協会、文化観光体育部などが反対意見を提出したため、今回の全面改正案に反映することができなかった。

今回のデザイン保護法全面改正を通して、デザインの創作性要件が強化されることにより、より質の高いデザイン権が登録でき、産業発展に貢献できるものと判断され、関連デザイン登録及び存続期間の延長などを通してデザイン権が保護を受けられるものと期待されるとともに、韓国企業の優秀デザインが海外において簡単かつ迅速にデザイン権を確保できるデザイン国際出願制度を導入することにより、デザインの競争力が一層強化されるものと期待される。

第4節 審判分野

1. ユーザーオーダーメイド型審判制度の施行

特許審判院 審判政策課 技術書記官 キム・ムギョン

イ. 推進背景及び概要

合理的な審判処理計画の策定、審判官自己の努力で審判処理目標の超過達成、院長主宰の審決文読会及び審判品質評価委員会の開催による審判品質の向上活動、口述審理争点の審問書及び審決文電子送達制度の導入を通じた審判制度システムの改善、計46回の審判便覧の改正会議を通して審判便覧(第10版)改正と、分野別の最高裁判所の判例分析集発刊による審判インフラの構築などの多様な努力を通して、2003年14ヵ月であった審判処理期間を2011年9.5ヵ月、2012年9.0ヵ月、2013年8.5ヵ月と持続的に短縮することができた。

一方、2012年1月に最高裁判所全員合意体は「侵害訴訟を担当する裁判所も特許無効確定前の進歩性判断を通して、その侵害可否の判断ができる」と判決(2012.1.19.宣告最高裁判所2010ダ95390判決)したことによって、訴訟とともに進行中である無効審判又は権利範囲確認審判の処理が遅延される場合、審判結果を待たずに判決できる余地が大きく拡大されたが、最近当事者系の審判事件の場合、審判処理期間が2011年7.7ヵ月、2012年6.8ヵ月、2013年6.3ヵ月となり、一般民事裁判所の法廷処理期間である5ヵ月より依然に高い水準であり、一般民事裁判所に侵害禁止仮処分を申請した場合に3～4ヵ月以内に処理されるという点を鑑みると、画期的な審判処理期間の管理だけでは多様な審判当事者の要求に応じることに限界があるため、特許審判院は「ユーザーオーダーメイド型の審判処理制度」を設定して施行している。

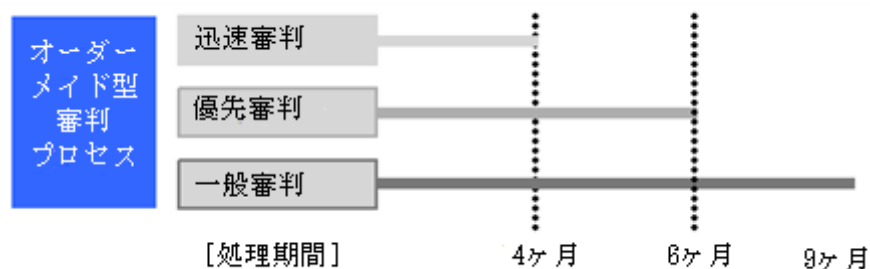
ロ. 推進内容及び成果

特許審判院は特許紛争の効率的な処理のために、迅速に処理すべき審判事件に対す

る審判手続きを3トラック(迅速審判、優先審判、一般審判)を設計して管理している。

迅速審判は、裁判所で侵害訴訟が係累中の権利範囲確認審判事件と両当事者が迅速審判の同意書を提出した事件及びグリーン技術と直接関連した特許出願のうち、超高速審査による査定についての拒絶査定不服審判事件を対象にしており、迅速審判の手続き進行は答弁書提出期間満了日から1ヵ月以内に口述審理を開催し、口述審理の開催日から2ヵ月以内に審決することを標準手続きとして設定し、審判請求日から4ヵ月以内に当事者が審決文を受け取ることができるようになる。そして、既存の優先審判事件と一般審判事件については、各々処理期間が6ヵ月と9ヵ月を基準に審判手続きを進行することになる。

<図V-2-3>オーダーメイド型審判プロセスの概要



一方、最近持続的に迅速審判の対象を拡大している。2010年には、無効審決取消訴訟の弁論終結前に請求された訂正審判を迅速審判の対象に追加、2012年には、侵害訴訟提起後に請求された無効審判、貿易委員会の不公正貿易行為調査の開始決定事件、審判請求前の侵害禁止仮処分申請が裁判所に係留中である事件を迅速審判の対象に追加、2013年には、侵害訴訟に係る無効審判と無権利者の特許という理由で請求された無効審判事件も迅速審判に含めることによって、特許紛争と関連する事件に対し迅速な処理を図っている。

<表V-2-5>2013年迅速・優先及び一般審判の対象件数

2013年請求	商標・デザイン	特許・実用新案	全体
---------	---------	---------	----

迅速審判	12	79	91
優先審判	334	715	1,049
一般審判	4,221	7,653	11,874
合計	4,567	8,447	13,014

ハ．評価及び発展方向

以上のように特許審判院は、迅速審判、優先審判、一般審判の3トラックユーザーオーダーメイド型審判処理制度を充実に推進し、特許紛争中の当事者に迅速な結果を提供した点においては高く評価されるべきところだ。

しかし、審判官の業務負担が依然と高く、ユーザーの要求をすべて受け入れることが難しい状況であるため、審判請求が増加した場合は審判処理期間は遅延が生じ、侵害訴訟裁判所において特許の有効性について直接判断する可能性もあることを鑑みると、今後さらに補完すべき側面もある。

審判の結果が裁判所及び他の行政機関で十分に活用できるよう、審判制度や運営上の改善点を発掘して整備するとともに、関連機関との有機的な協力体制の構築も並行すべきである。

2. 韓・中・日の審判分野交流協力基盤の強化

特許審判院 審判政策課 行政事務官 シン・ジョンオク

イ．推進背景及び概要

東北アジア地域がグローバル経済の中心地として浮上し、知的財産権分野における協力の必要性に対する認識が高まっている。また、東北アジア地域だけでなく、世界全体の知的財産権紛争の予防と効率的な解決策が講じられている。

特許審判院は、中国・日本などへ韓国企業の進出が活発に行われており、知的財産権紛争が予想される国だけでなく、グローバル経済体制の主な国との審判分野における協力関係を持続的に発展させていくことにより、韓国企業が現地において、知的財産権紛争の予防及び迅速かつ正確な紛争解決により、保護を受けられる環境の造成に努力をしている。

審判分野の国際協力は、これまで審査分野に比べ相対的に不十分であったが、努力を重ねた結果、韓・中・日の審判専門家会合を開催し、韓・中特許審判間でMOUを締結するなど、韓・中・日業務協調のための基盤を整えたといえる。

ロ．推進内容及び成果

2010年の韓・日特許庁長官会合にて韓・日両国間の審判専門家会合を開催することに合意し、2010年から毎年韓・日審判専門家会合を開催している。この会合を通して韓・日両国は各国の審判制度についての情報交換と相互理解を増進させ、両国の審判制度の違い点と長・短点を把握し、審判制度を一層発展させるために尽力している。2013年の日本で開催した第4回韓・日審判専門家会合では、韓・日審査官交流プログラムを実施することに合意し、同年11月に日本の審判官が韓国特許庁を訪問し、口述審理の傍聴及び関連案件について討論を行った。2014年には韓国特許庁の審判専門家を日本審判院に派遣する予定である。

2012年の韓・中特許/商標庁庁官会合時には、両国の審判院長の会合開催について合意し、2013年3月に北京において韓・中特許審判院の会合においてハイレベルにおける会合の定例化、審判官交流、審判情報の交換などを要点とするMOUを締結した。

中国、日本との二国間の会合を通して相互制度の理解及び情報交流を実施したこと以外にも、2012年の韓・中・日特許庁長官会合において韓国特許庁は、特許紛争予防及び紛争解決のために3国の審判専門家会議体の新設について提案したことにより、2013年8月に第1回の韓・中・日審判専門家会合が日本において開催され、3国間の審判

分野における協力のための基盤を造成した。

2013年10月に特許裁判所及び米連邦巡回控訴裁判所と「2013年韓・米知財訴訟コンファレンス」を共同開催し、知的財産権分科セミナー、韓米特許庁長官懇談会、模擬裁判など、知的財産権関連の多様なプログラムに参加するなど、対外及び海外の知的財産権機関との協力を強化した。

ハ．評価及び発展方向

韓・日審判専門家会合及び韓・日審判官交流事業の実施により、韓・日両国審判院の定期的な交流の機会が設けられ、また、米・日より先駆けて韓・中特許審判院間の審判協力に対するMOU締結を行い、韓・中間の実質的な協力に対する利益を確保できた。今後も韓・中・日審判専門家会合を通して持続的に既存の事業に積極的に参加し、新規事業の発掘により、韓・中・日協力体制の構築に貢献する予定である。

特許審判院は、韓・中・日協力を基盤に米国、EU及びアジア国の審判分野における協力など、二国間及び多国間において多様で充実した協力を推進していく計画である。

第3章 知的財産情報の拡充及び情報サービスのレベル向上

第1節 概観

情報顧客支援局 情報管理課 工業事務官 チェ・フンヨン

創造経済の実現及び政府3.0課題の成功のために、公共情報の民間開放・共有の拡大が重要視されており、韓国特許庁もこれに応じて知的財産情報の民間開放・共有拡大を行い国内の知的財産情報の国内外活用の活性化を図るために持続的に尽力している。特に、知的財産情報の開放・共有拡大のために「特許情報DBの構築」と「知的財産情報サービスのレベル向上」を重点的に推進している。

韓国特許庁は、世界全体の特許出願件数の約80%を占めるIP5特許庁の一員として、出願量にまけないほど特許審査の品質向上に努力を重ねている。このために「審査支援の再創造」を宣言し、特許審査官に品質の高い多様な特許・非特許情報を提供するために努力しており、R&D研究人材、個人発明家などの出願前の先行技術調査及びIP戦略の策定などの支援をために、国民に対する検索サービスの拡大提供も推進している。

国際協力の強化により米国、日本などIP5国の特許情報だけでなく、ロシア、ベトナムなどの新興国の特許情報の入手及びDB構築を推進しており、論文、標準技術文書、アイデア公募展の受賞作など多様な非特許文献のDBも持続的に拡充している。また、非特許文献の特許審査活用のために2013年には、審査官のための非特許統合検索システム(N-PIS)を構築し、2014年にサービス開始して審査品質の向上に寄与する予定である。2013年に新規で構築した標準技術文書DBは、特許情報ネットKIPRISを通して民間への開放を推進中である。

海外特許情報のDB構築だけでなく、国内の特許情報の国内外での活用強化のためにインターネット特許情報を発刊し、審査官及び国民に対する検索システムを通して海外特許情報と統合検索を提供しており、海外において韓国特許を迅速かつ正確に活

用できるよう、韓国特許英文抄録を発刊して海外に普及している。

DB構築とともに一般国民のために、モバイル検索サービス及び海外特許検索サービスを拡大して知的財産統合検索の支援などを行い、特許情報オンライン検索サービス活用の活性化にも尽力している。

韓国特許庁は、多様な特許ユーザーの要求事項に対する分析と受入れを通して、今後、一層品質が高く便利な特許情報サービスの提供を推進する計画であり、韓国特許情報の海外保護強化のためにも絶え間ない努力をする計画である。

第2節 特許情報DB構築

1. 知的財産権情報データの拡充と管理

情報顧客支援局 情報活用チーム 行政事務官 カン・キョンホ

イ. 検索DBの持続的な拡充

1) 推進背景及び概要

韓国特許庁は、国民と審査官が先行技術を検索する時に活用できるように、1999年から国内及び海外の知的財産権検索DBを構築している。現在、米国特許庁など海外33機関から特許技術のデータを入手しており、この中で米国、ヨーロッパ、日本などの主要知的財産先進国の特許技術データを検索DBに搭載して検索に活用している。2013年12月末基準で検索DBに搭載した国内及び海外知的財産権のデータは23,696万件に上っており、これは前年比1,618万件が増加したものであり、毎年1,000万件以上の増加趨勢である。現在審査官の利用率を基準にみると、日本、米国、ヨーロッパのデータ利用率が高い。

2008年には世界各国の特許庁が、国際特許審査過程において義務的に調査しなければならないPCT最小限文献に含まれ、韓国の検索DBの品質が重要な事項として台頭した。これにより韓国特許庁は2009年に整齊用DBを構築し、国内外において入手したデータを検索DBに搭載する前にデータエラーなどを体系的に整備・加工するシステムを整えた。また、2009年には「データ品質管理システム」を構築し、エラーデータの発生を未然に防止でき、既存データのエラーを自動的に探知して整備できる体系も整えた。2012年にはデータの流れを統制してシステム間の連携を通して、エラーの発生要因をより簡単に追跡や分析できる「データの流れを管理する情報システム」を構築した。

2) 検索DB構築の状況

＜表V－3－1＞特許及び実用新案の検索DB構築状況

(2013年12月末基準、単位：千件)

区分	資料の種類	構築年度	資料形態	累計	国別件数
国内 特許	書誌	1983-2001	Text	8	6,152
	公開公報	1947-1998	Image	413	
		1983-2005	SGML	1,088	
		2005-	XML	1,174	
	公告公報	1947-1998	Image	144	
		1979-2005	SGML	459	
		2005-	XML	858	
	英文抄録(KPA)	1979	SGML/XML	2,008	
国内 実用	書誌	1948-2001	Text	252	1,431
	公開広報	1983-1998	Image	373	
		1983-2005	SGML	132	
		2005-	XML	63	
	公告公報	1947-1998	Image	142	
		1979-2005	SGML	376	
		2005-	XML	93	
日本	書誌	1975-1998	Text	6,968	44,885
	公開請求項/明細書	1986-1992	SGML	823	
	登録請求項/明細書	1986-1993	SGML	929	
	特・実公開登録 (実用)公報	1971-1996	Image	8,045	
		1993-2004	SGML	4,372	
		2004-	XML	3,896	
	特・実公告	1950-1979	Image	1,765	

		1994-2004	SGML	1,522	
		2004-	XML	1,815	
	特許抄録イメージ	1975-1996	Image	5,159	
	特許英文抄録(PAJ)	1976-	SGML	9,591	
ヨーロッパ	DOCDB2.0	1974-	Text	90,931	97,349
	ヨーロッパ公開(Espace-A)	1978-1999	Image	914	
		1975-2004	SGML	1,477	
		2004-	XML	1,177	
	ヨーロッパ公告(Espace-B)	1980-1999	Image	358	
		1980-2004	SGML	742	
		2004-	XML	486	
	国際公開パンフレット(Espace-world)	1978-2002	Text	462	
			SGML	346	
			Image	458	
WIPO	国際公開パンフレット(Impact Rule87)	2002	XML	2,264	2,264
米国	特許公告	1975-	Image	5,273	17,282
		1976-2004	SGML	3,029	
		2005-	XML	1,782	
	特許公開	2001-	Image	3,598	
		2001-2004	SGML	748	
		2005	XML	2,852	
台湾	特許公開書誌/抄録	2000-	Text	470	470
イギリス	特許公開	1997-2007	SGML	184	247
		2007-	XML	63	

中国	特許公開/公告 (英文抄録)	1985-	Text	4,600	16,353
	特許公告	1985-	Image	7,793	
		1996-2009	XML	3,960	
カナダ	特許公開/公告	1999-2007	SGML	410	727
		2007-	XML	317	
オーストラリア	特許公開/公告	1998-	SGML	779	779
ドイツ	特許公報	1991-	Image	1,516	1,516
フランス	特許公報	1992-	Image	273	273
計				189,728	189,728

<表 V-3-2> デザイン検索DB構築の状況

(2013年12月末基準、単位：千件)

区分	資料の種類	構築年度	資料形態	累計	国別件数
国内	先出願	1960-	Text	603	25,690
			Image(JPG, TIFF)	4,153	
	先出願専門イメージ	1960-1998	Image(TIFF)	181	
	国内公報	1966-	Text	790	
			Image(JPG, TIFF)	5,224	
	国内公報専門イメージ	1966-1998	Image(TIFF)	244	
	拒絶包袋専門イメージ	1992-1998	Image(TIFF)	36	

	登録書類綴り 専門イメージ	1966-1999	Image(TIFF)	235	
	登録原簿専門 イメージ	1948-1991	Image(TIFF)	132	
	カタログ(専 門イメージ含 む)	1980-	Text	4,244	
			Image(JPG)	6,218	
	画像デザイン	2003-	Text	172	
			Image(JPG)	172	
	フォント(typ eface)	2004-	Text	31	
			Image(JPG)	66	
	実用新案デザ イン	1970-	Text	474	
			Image(JPG,T IFF)	2,461	
	日本	1965-1999	Text	898	6,817
			SGML	424	
			Image(JPG)	5,495	
	ドイツ	1988-	Text	539	1,349
			Image(JPG)	810	
	WIPO	1999-	Text	154	556
			Image(JPG)	402	
	OHIM	2003-	Text	634	3,116
			Image(JPG)	2,482	
	過去の海外デザイン (米国、ベネルックスな ど)	1975-2004	Text	798	1,867
			Image(JPG)	1,069	

米国デザイン	1997-	Text	247	494
		Image(JPG)	247	
中国デザイン	2010-	Text	59	432
		Image(JPG)	373	
国外平面デザイン	1960-	Text	90	180
		Image(JPG)	90	
計			40,501	40,501

＜表 V－3－3＞ 商標検索DBの構築状況

(2013年12月末基準、単位：千件)

区分	資料の種類	構築年度	資料形態	累計	国別件数
国内	書誌	1950-	Text	2,926	6,732
	見本イメージ	1950-	Image(JPG)	2,749	
	拒絶包袋専門イメージ	1989-1998	Image(TIFF)	151	
	登録書類綴り専門イメージ	1974-1999	Image	527	
	登録原簿専門イメージ	1952-1991	Image	379	379
計				6,732	6,732

3) 評価及び発展方向

世界最高レベルの特許情報サービスシステムの実現に向けて、データの多様化と情報サービスの高級化、データ管理システムの効率化を中長期計画に従って体系的に推進するために、2013年度の特許情報分野における情報化戦略計画(ISP)を策定した。

現在、国内外から入手した特許データを持続的に拡充する一方、質の高いデータを生産し対外に提供することにより、2009年に整齊用のDB及び「データ品質管理システム」構築を完了させ、検索DBの品質管理の土台をつくった。その以降もデータ品質管理システムを持続して運営及び高度化を行ってエラーデータを整備することにより、検索DBの品質を持続的に向上した。

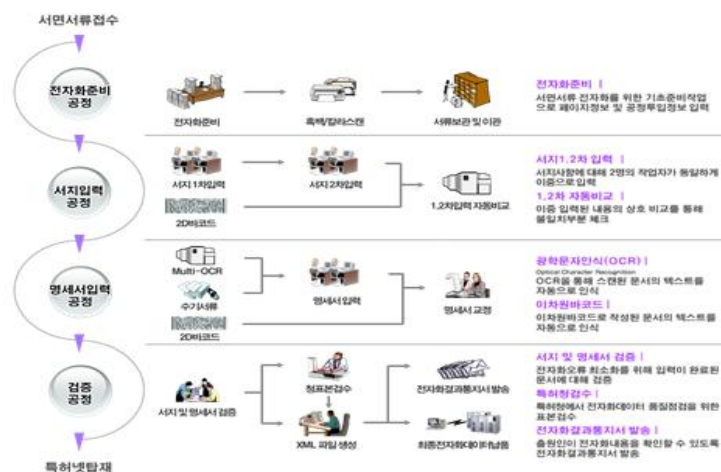
今後も韓国特許庁は、国民と審査官がより膨大で質の高い知的財産権データを活用できるよう、検索DBに搭載する海外のデータを拡充して、「エラーデータ自動検証のための業務規則(Business Rule)を拡充するなどデータ品質管理体系も持続的に高度化していく計画である。一方、外国の特許庁が自国の検索DBに韓国のデータを搭載して活用する際に、不便がないようデータの普及及び技術支援体系も強化していく計画である。

ロ．特許文書電子化センターの運営

1)推進背景及び概要

韓国特許庁は、紙のない(Paperless)特許行政に向けて、書面で受け付けていたすべての書面書類を電子化にしている。このために特許法に基づき、特許文書電子化機関である特許文書電子化センター(以下、電子化センター)を2001年1月に設立して、韓国特許情報院に委託し遂行している。電子化センターでは、韓国特許庁に提出されるすべての産業財産権に係る書面書類(出願書、補正書、登録申請書、審判請求書など)を特許ネットから活用できるように電子化を推進しており、特許情報の疎外階層に対する無料特許情報の活用及び電子出願の利用拡大に貢献している。

<図 V-3-1>電子化処理工程フロー



2)推進内容及び成果

約10年間余り特許文書電子化事業を推進し、紙文書の保管に必要な空間と書類維持管理費及び公報制作費などの節減により約344億ウォンの経済的効果を収めており、行政処理の過程において紙がなくなり約118.3トンの炭素排出量の減少効果をもたらした。

電子化対象の書類は1,098種類であり、2013年には、韓国特許庁に提出された書面書類2万件余りを特許ネットから活用できるよう電子化にし、迅速かつ正確な審査審判に寄与した。また、電子化エラー率を核心成果指標(KPI)として管理し、2013年には8.37ppm²⁵を達成した。

＜図V-3-2＞年度別の電子化処理期間及びエラー率状況



また、一般国民、中小企業、大学、地域知識センター、創業教育センターなどの特許情報の疎外階層を対象に訪問型支援教育を実施している。特に、2013年には351回の教育(7,048人受講)を行い、教育需要者中心のオーダーメイド型の教育サービスを実施した。

²⁵ PPM(PPM, Parts Per Million)：百万率、電子化 100 万ラインの中でエラーライン数

＜図 V－3－3＞年度別の訪問型特許情報検索及び教育回数と教育人数



3) 評価及び発展方向

1999年にインターネット基盤の電子出願システムである特許ネットを開通して以来、電子出願率が持続的に上昇し2013年には96.2%を達成したが、電子出願率の増加が限界に至っているため、書面出願に関する電子化作業を継続して実施する予定である。これまでの電子化事業のノウハウを基に、今後も電子化処理の所要期間の安定的な維持と欠点のない電子化データの確保に尽力する計画である。

また、知的財産権大衆化に向けて、特許情報に関する疎外階層を積極的に発掘して訪問型教育を実施し、特許情報検索教育及び電子出願教育を拡大していく予定である。

ハ. データ管理専門担当組織の運営

1) 推進背景及び概要

1999年1月から本格的に稼動し始めた特許ネットシステムの安定化により、特許情報データを一元化したデータ管理組織で、体系的に生産・整備・分析・加工を行うとともに、データのエラーの検証・整備を行うために、2002年5月にデータ管理の専門担当組織を構成した。

現在、韓国特許庁は効率的な組織運営及び予算節減のため、同担当組織を特許情報専門機関である韓国特許情報院に委託し運営している。専門担当組織は特許情報DBの構築DB構築、インターネット公報の発刊、特許情報の普及・交換、データの整備、データの品質管理業務を遂行している。

2)推進内容及び成果

専門担当組織を運営した初年度の2002年には、デザインのカatalog、書面包袋など62千件の過去の書面書類を電子化にし、特許庁検索及び特許ネットDBのエラーや漏れのデータ85千件を整備した。

2003年には文字商標の円滑な検索のために、データ生成工程に商標名の入力を追加した。2004年からは、過去の文字商標名の検証と外国書面デザイン公報の電子化を共に推進した。2006年には、特許データの検証式の導出とデータ整備マスタープランの策定などのデータ品質管理基盤を造成し、国内外の特許情報分析及びファミリーデータの再構築など高付加価値データの加工に注力した。

2008年には、政府機関初のデータ品質管理自動化システムを構築した。その結果、韓国特許庁は政府機関初のデータ品質管理大賞(文化観光部長官賞)を受賞し、政府機関の中で唯一のデータ品質認証(韓国データ振興院主管)レベル2を受けることになった。

2009年には、データ品質管理だけを専門に担当する別途組織を構成し、データ品質管理組織を強化した。また、既に構築されたデータ品質管理自動化システムを高度化させ、データ品質管理指針と手続きを作成した。特に、データ品質管理の義務化レベルの強化のために、政府機関初の「韓国特許庁データ品質管理規定(訓令第643号)」を制定したことにより、特許庁内のデータ品質管理の活動が一層体系化となった。

データ品質管理規定の主な内容は、1.データ品質管理組織及び任務の定義(第2章)、2.データ管理手続きの策定(第3章)、3.データベース及びデータアーキテクチャ管理体

系化(第4章)、4.データ品質管理協議会の規定設定(第5章)である。

2010年には、「特許庁データベース標準遵守指針」を制定して情報システム開発時にデータ遵守を義務化にし、体系的なデータ品質管理のためのデータ品質管理指針と手続きを改正して配布を行い、データ品質重視文化の定着のために定期的にデータ品質管理の教育を実施した。

2011年には、特許データ品質管理の先進化に向け、EPOなどの先進特許庁と国内の官庁及び民間銀行の情報化インフラをベンチマーキングし、2012年には、特許ネットⅢの開通に伴い最適化したデータ構造の運営のために、データ構造管理計画を策定し運営した。また、特許データ検証式の導出及びエラーデータの整備を行い、データ品質指数を向上させた。

2012年には「特許データ品質管理の先進化事業」により、3極特許庁レベルの先進データ管理体系構築の戦略計画を策定し、データフローを管理する情報システムを構築してデータのエラー発生を原因について追跡・分析することにより、より迅速かつ正確にエラーを整備することができた。

2013年には「データ品質中心の文化定着」のために、現在の業務部署のデータ担当官懇談会を実施して品質改善活動の活性化方策を策定し、特許庁のデータ品質管理の先進事例についての発表及びベンチマーキングの支援などを行い、外部機関の品質管理の拡大にも寄与した。

このような努力により2006年397件であった特許データ検証式が2013年基準で5,592件となり、特許ネットのエラーデータ監視範囲を拡大したことにより、データ品質の正確度が毎年増加傾向となり、2013年現在のデータ品質正確度は99.63%に達した。

<表V-3-4>2013年度教育及び広報状況

教育	開発業者	運營業社	現業務部署	データ	ベンチ
----	------	------	-------	-----	-----

対象	回数	時間	回数	時間	回数	時間	担当官 懇談会	マーキ ング
実績	3	5	1	2	2	2	2回	2回

＜表Ⅴ－3－5＞年度別データ品質の正確度

年度	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
データ品質 正確度(%)	96.32	96.97	97.80	99.27	99.35	99.46	99.56	99.63

＜表Ⅴ－3－6＞2013年度データ管理業務処理の状況

(単位：千件)

区分	データ品質管理			特許庁DB構築		システム運営管理			特許情 報共同 活用
	検証式	BR分析	検証式 による データ 整備	国内	国外	公報発 刊	優先権 交換	ユーザ 一要請 処理	
実績	5,592	26	5,704	2,270	8,351	415	38	18	50,569

3)評価及び発展方向

品質の高い特許データは特許審査品質向上につながり、信頼度の高い特許行政サービスのための礎石となる。データ管理専門担当組織を中心に、データ品質管理自動化システムの安定的な運営とデータ標準及び構造管理などの活動を遂行し、エラーデータの流入を遮断するために特許データを常時監視している。また、データのOwnerhipを付与して現業部署と情報化部署の協力下においてデータを管理していくことにより、特許庁全体のデータ品質重視文化を造成しており、優秀データ担当官及び品質改善活動優秀者に対する多様な支援策を講じて、データ品質管理を活性化させる予定である。

今後もデータ管理専門担当組織を通して特許データの構築・加工・普及などの管理

体系を改善し、特許庁全体のデータ品質統制の管理が持続できるようデータ品質管理システムを高度化させ、データ管理制度及び手続きを持続的に先進化していき、世界最高レベルの特許行政サービス実現を目指す基盤を提供する計画である。

2. 韓国特許英文抄録の発刊及び普及

情報顧客支援局 情報管理課 工業事務官 チェ・フンヨン

イ. 推進背景及び概要

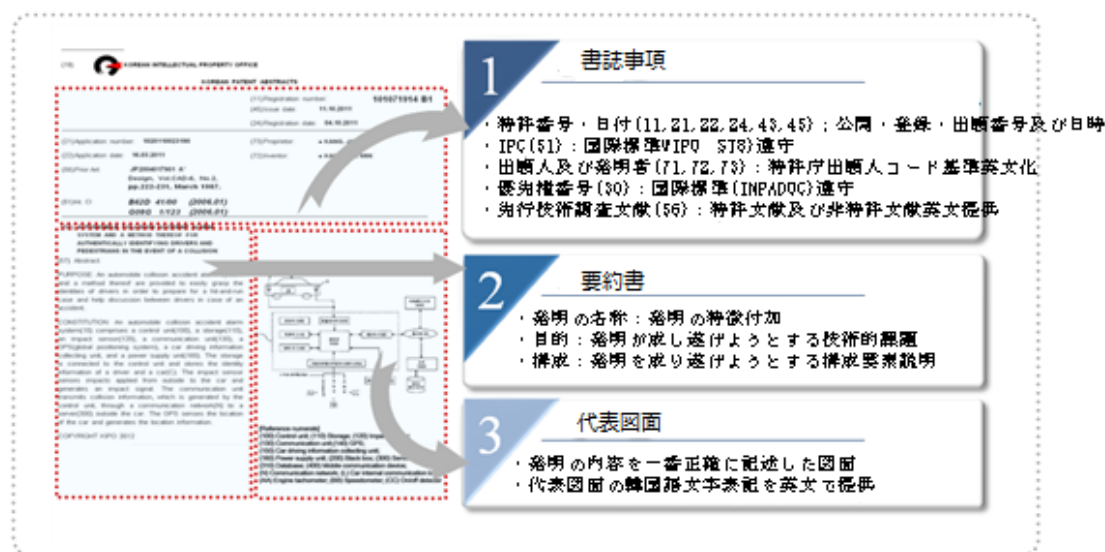
韓国特許庁は海外における国内の知的財産を保護し、多出願国としての国力を高めるために、国内で出願した特許技術の内容を英文で要約した韓国特許英文抄録(KPA²⁶)を発刊している。発刊された韓国特許英文抄録は、海外における韓国特許技術保護のための先行特許技術調査及び技術動向の把握のための資料として、海外の特許庁及び国際調査機関に迅速に普及している。

韓国特許文献が2005年10月WIPO総会においてPCT最小限文献に含まれたことで、韓国は2007年4月から韓国特許英文抄録を国際調査機関にPCT最小限文献として提供している。

韓国特許英文抄録は、特許公報に記述されている発明の主要内容を、海外の審査官及び利用者が迅速かつ性格に理解してもらうために英文で記載した英文要約書であり、書誌事項、要約書及び代表図面で構成されている。

<図V-3-4> 韓国特許英文抄録の構成項目

²⁶ KPA(Korean Patent Abstracts)



ロ．推進内容及び成果

韓国特許庁は1979年から登録特許を対象に、冊子形態で韓国特許英文抄録を発刊し始め、1997年からは3極(米国・ヨーロッパ・日本)が共同で開発したMIMOSA S/Wを活用して検索と照会が可能なCD-ROMの形態で普及している。2000年からは国内出願技術の海外保護を強化するために、韓国特許英文抄録の発刊対象を登録特許から公開特許へと拡大し、2010年には、KPAデータ標準を既存のSGMLにおいて国際的データ標準であるXMLに変更し、2011年からは、登録特許を先行技術調査文献情報を追加して提供している。韓国特許庁は、これまで韓国特許英文抄録の発刊及びDB構築ために計495億ウォンを投入し、2013年に発刊した156,589件を含む計1,997,913件の英文抄録を発刊した。

＜表 V－3－7＞韓国特許英文抄録DB構築の状況(2013年12月末基準)

(単位：件)

区分	1979-1 999年	00-07年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	合計
登録	82,086	177,457	36,679	14,543	12,503	16,470	20,258	28,936	388,932

特許									
公開 特許	-	902,678	111,411	119,812	126,324	111,762	109,340	127,653	1,608,980
小計	82,086	1,080,135	148,090	134,355	138,827	128,232	129,598	156,589	1,997,912

韓国特許英文抄録はCD-ROMで製作され、47の海外特許庁と国際調査機関及び国立中央図書館など国内34機関に無料で普及しており、迅速な普及のためにオンライン(FTP)普及先を、2012年からは中国(1カ国)、2013年まではヨーロッパ、日本、台湾、ロシアなどの12カ国に拡大した。

＜表V－3－8＞韓国特許英文抄録の国内外配布機関状況

(2013年12月末基準)

区分		内 容
海外 (47箇所)	特許庁 (40箇所)	日本(FTP)、中国(FTP)、台湾(FTP)、ロシア(FTP)、スペイン(FTP)、ブラジル(FTP)、ドイツ(FTP)、ベラルーシ(FTP)、クロアチア(FTP)、アルヘンチーナ(FTP)、米国、マレーシア、ベトナム、シンガポール、インド、タイ、イラン、スリランカ、バングラデシュ、フィリピン、エジプト、南アジア共和国、ケニア、カナダ、メキシコ、パナマ、ベネズエラ、ペルー、イタリア、キルギスタン、オーストリア、 그리스、イギリス、チェコ、フランス、トルコ、ハンガリー、ポーランド、ルーマニア、スロバキア
	関連機関 (7箇所)	EPO(FTP),INPIT(FTP),ARIPO,APCYY,WIPO,ユーラシアン特許庁、中国特許研修院
国内(34箇所)		国立中央図書館、韓国科学技術研究院、地域知的財産センターなど34箇所

また、外国審査官と外国人が発刊した韓国特許英文抄録を無料で利用できるように、特許情報ネットキプリスとK-PION(韓国特許情報照会サービス)において検索サービスを提供している。2013年からは、外国の利用者が容易に韓国特許技術を把握できるよ

うに、図面に記載された韓国語文字に英文の注釈をつけ、キーワード検索が可能な機能を提供している。これにより海外においても韓国特許英文抄録の需要が増え、検索サービスによる韓国特許英文抄録の検索回数が2013年の1年間で260万回を超えた。

＜表 V－3－9＞過去4年間の韓国特許英文抄録の検索状況(2013年12月末基準)

(単位：回)

区分	2009	2010	2011	2012	2013
KIPRIS	724,081	961,501	1,209,798	7,032,213	2,506,529
K-PION	93,428	230,706	117,254	136,899	175,490

ハ．評価及び発展方向

国家競争力の核心要素として知的財産の重要性が高くなり、グローバル特許紛争が深刻化となっている。米国、日本などの主な先進国は、知的財産政策を国の最優先課題として推進している。知的財産政策の一環として、日本、中国、台湾、ロシアなど非英語圏の国では、自国の特許に対する英文抄録を持続的に発刊し、自国の特許に対する海外普及のために努力をしている。

これまで韓国も海外審査官と外国人が韓国特許技術情報を活用できるように、韓国の特許公報に対する英文抄録を適宜に発刊して迅速に普及し、海外における韓国の特許技術の保護に寄与してきた。2014年からは、韓国特許英文抄録の翻訳品質を高めるためにネイティブ検収の割合を拡大し、出願人の意図をそのまま反映するために、出願人が提出した要約書をそのまま翻訳する予定である。

今後も外国審査官が特許審査時に韓国特許英文抄録を積極的に活用し、韓国の特許技術を先行技術として引用できるように、韓国特許英文抄録の効用価値を高め、検索の利便性を高めるために、コンテンツ拡大などの多様な努力を持続的に推進する計画である。

＜表 V－3－10＞各国の韓国特許英文抄録活用状況

区分		対象国
自国検索システム搭載	審査官用	(8カ国)米国、日本、ヨーロッパ、ロシア、エジプト、台湾、ベラルーシ、ドイツ (1機関)ユーラシアン特許機構
	一般国民用	(4カ国)日本(IPDL),中国(CNIPR),ヨーロッパ(Esdac enet)、ドイツ(DEPATISnet) (1機関)WIPO(Patentscope)
海外検索システム*活用		スロバキア、スイス、スペイン、カナダ、ブラジル、ハンガリー、クロアチア、カザフスタン、ポルトガル、カタール、セルビア、キルギス共和国、ルーマニア、イギリス、ポーランド、チレ、モロッコ、ニュージーランド、フィンランドなど
特許庁検索システム活用	KIPRIS	米国、ヨーロッパ、日本、中国、台湾など70カ国余り
	K=PION	米国、ヨーロッパ、日本、中国など40カ国余り

*海外検索システム：Patentscope、espacenet、EPOQUE、EAPATISなど

3. 知的財産権公報の発刊及び普及

情報顧客支援局 情報活用チーム 電算事務官 テ・ジョンボム

イ. 推進背景及び概要

韓国特許庁は発明した技術内容を公衆に公開することにより、発明者の産業財産権を保護し、技術の進歩を促進するために1948年から産業財産権公報を発刊している。1998年5月からは公報をCD-ROMとして発刊し、2001年7月からは世界初のインターネット公報サービスを提供した。

誰でもインターネット公報サービス(特許庁ホームページwww.kipo.korea)にアクセスすると、公開公報及び登録公報の発刊と同時に無料で閲覧できる。別途のプログラ

ムの設置をしなくてもインターネット環境において閲覧できるように PDF文書形式で発刊している。発刊された公報は特許庁ホームページに毎日掲載されるとともに、毎月2回DVDを製作して33機関(国内10機関、海外23機関)に配布している。そして、検索DBにも搭載し、特許情報検索サービス(www.Kipris.or.kr)を通して民間と海外に提供している。

ロ．推進内容及び成果

＜表V－3－11＞2013年度公報発刊件数

(2013年12月末基準、単位：件)

公開特許	公開実用	登録特許	登録実用	デザイン	商標公告	公示送達	計
141,194	7,472	126,794	5,976	49,485	122,957	10,659	464,537

＜表V－3－12＞インターネット公報メーリングサービス加入者及びメール発送件数

(2013年12月末基準、単位：人/件)

区分	02-06年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	計
加入者数	6,295	2,268	1,804	501	231	141	185	123	11,548
発送件数	1,635,401	876,027	862,113	1,007,156	900,248	802,714	744,324	769,520	7,597,503

ハ．評価及び発展方向

現在韓国特許庁は、発明家、企業及び研究員、弁理士など、特定分野において最新特許技術情報が必要なユーザーのために、新たに発刊した公報と関心分野についての情報リストを電子郵便で送付する「関心分野メールサービス」を実施している。出願人には、自己の産業財産権公報についての発刊予定日をe-mailで事前に通知する「公報発刊予告サービス」を導入してサービスしており、国民が公報サービスを理解して活用できるよう公報書式を改正するなど、ユーザーの便宜を図るための努力を続けて

行っている。2013年からは個人情報保護に関する苦情解消のために、公報の特許法施行令などの改正を完了し、2014年度7月からは情報主体が希望する場合は、全体住所の代わりに部分住所のみ公開する、公報の住所公開方式を改善する予定である。

韓国特許庁は、今後も特許技術情報の流通幅を拡張し、ユーザーの便宜増進及び権益保護、国の競争力を高めるため、国民に国際標準とIT新技術を反映した世界最高水準の公報サービスを目指し持続的に努力していく計画である。

第3節 知的財産情報サービス水準の向上

1. 知的財産情報モバイル検索サービスの拡大

情報顧客支援局 情報管理課 行政主事補 ヨム・ホンイク

イ. 推進背景及び成果

スマートフォンの拡散に伴いモバイル特許行政サービスの需要増加が予想される中、韓国特許庁は、2010年にモバイルホームページと発明カフェー、特許検索アプリを開発してサービスを提供している。その中でも特許検索アプリは、国内特許(特許・実用、商標、デザイン)情報の検索機能を提供するために開発されたアプリであり、アイフォン及びアンドロイド運営体制でも使用できる。キーワード検索を基準に検索範囲設定ができるのが特徴である。

一方、2013年1月からは国内特許・実用新案、デザイン、商標、審判情報の検索ができるキプリスモバイルアプリを提供している。スマートフォンが登場する前である2008年に、モバイル標準により開発された既存のモバイル商標検索サービスを高度化にし、スマートフォンなどのモバイル機器から知的財産権情報を容易に検索・閲覧できるように、特許・実用新案・デザイン及び審判情報までサービスの範囲を拡大した。特許検索アプリよりも検索機能が高度化となったサービスで検索演算子(and,or,notなど)を利用したキーワード、期間別の検索及び登録、拒絶など、行政状態別の検索結果と整列機能の提供、書誌事項、図面、公報専門、登録事項などを閲覧できるサービスを提供しており、サービスを改編した初年度である2013年度は180万件を超える検索利用があった。

<表V-3-13>モバイル検索サービスの利用状況

	2011年	2012年	2013年
特許検索アプリ	37,215	15,151	14,944

ダウンロード数			
モバイルキプリス検索件数	-	-	1,828,642

ロ．評価及び発展方向

2010年に開発した特許検索アプリと、2013年にオープンしたキプリスモバイルウェブは、同一の知識財産権情報に関する検索サービスを提供しているが、モバイル利用者の便宜を図りアプリとウェブの二重化でサービスを提供している。しかし、アプリとウェブを統合したハイブリッドアプリが活性化され、韓国特許庁でもモバイル特許情報検索サービスの効率的管理及び最適なモバイル検索サービスを提供するために、二つのサービスの統合と改編を行い、キプリスモバイルウェブをハイブリッドアプリに発展させ、モバイル利用者のサービス満足度を高めるために推進する予定である。

また、特許情報ネットキプリスの海外利用国が148ヵ国を超え、スマートフォン利用者が世界中に拡散されることに伴い、キプリスモバイルサービスの検索機能の高度化及びキプリスモバイル英文サイトの新規開発などを行い、モバイルによる韓国特許情報の普及・拡散に貢献していく予定である。

<図 V-3-5> 特許検索アプリ及びモバイルKIPRISの画面



2. 海外進出企業のブランドネーミング支援のための海外商標情報提供拡大

情報顧客支援局 情報管理課 工業事務官 チェ・フンヨン

イ. 推進背景及び概要

最近、急増する特許紛争に比べ商標権紛争は相対的に知られてなく、その重要性が映し出されていないが、企業の立場では紛争が発生すると商品の販売が難しくなるため、特許と同様なレベルとして認識し、一つの商標を有する商品が多様な国に輸出される場合が多い。また、各国別の商標DBを総体的に検索しなければならない場合が頻繁に発生し、各国別に自国の登録商標に対する検索サービスについてますます強化する趨勢である。商品の輸出・輸入の場合、通関の前に簡単な事前検索を行うことにより、事後に発生可能性のある商標紛争を予防することができるため、国内企業の海外進出を助けるために海外商標検索サービスを提供している。

ロ. 推進内容及び成果

1)外部環境によって海外商標のデータを補強

国別データ政策、電子化の有無要件などによって異なる入手時期と国内企業の輸出量、要求事項などを鑑み、海外商標庁と商標データの交換を推進することに決め、2010年から特許情報ネットキプリス(www.kipris.or.kr)を通して米国、日本、オーストラリア、カナダの商標情報を試行的に国民に対し検索サービスを提供し、2013年からは、ヨーロッパ商標庁(OHIM)に登録されたEU加盟国の商標情報を拡大して提供している。

<表 V-3-14> KIPRIS海外商標データ提供の状況

国	提供範囲	件数
米国	1870－現在	6,479,966
日本	2000－現在	1,267,757

オーストラリア	1906－現在	622,973
カナダ	1865－現在	1,274,897
OHIM	1996－現在	1,065,517
合計		10,711,110

2) 検索機能の高度化及び運営品質の向上

検索入力窓で日本語入力サービスを提供し検索できるようにし、2011年には利用者の検索利便性を高めるために、検索入力窓に韓国語文字を入力した時に韓国キーワードが自動に日本語へと変換され検索できるようにした。また、言語障壁を解消するために検索結果リストを日韓自動翻訳することによって、一般国民が海外商標を弁理に検索できるようになった。また、運営品質向上のために国別の支援言語を追加及び変更を行い、漏れたデータ補完時において発生する所要時間を短縮するために検索サービスのプロセスを改善した。

ハ. 評価及び発展方向

2013年の特許情報ネットキプリスの海外商標検索サービスの利用量は62,222件であった。サービス初期に発生した商標名称、イメージ漏れについて原本CD及び各特許庁に確認要請を行い、商標名称、イメージ再整備及び周期的自動アップデートシステムを開発して、商標データの正確性を高めるために持続的に努力する予定である。これにより海外商標検索サービスの利用活性化を図り、韓国企業の海外市場進出時に該当地域における企業との商標紛争可能性について事前調査の検索費用及び時間節減の効果が期待される。特許情報ネットキプリスは、今後多様な情報を国民に提供するために各国の特許庁に協力を求めるなど、持続的に海外商標データ拡大を行い提供する計画である。

3. 特許文献翻訳サービスの拡大

情報顧客政策局 情報管理課 工業事務官 チェ・フンヨン

イ. 推進背景及び概要

韓国特許庁は高品質審査・審判支援のために、海外引用文献の言語障壁を最小化にし、海外特許に対する国民の接近性向上及び国内企業の国際競争力強化のため、翻訳サービスを提供している。審査品質の強化と審査期間の短縮及び業務効率化のため、海外特許文献翻訳サービスの翻訳品質高度化事業を推進し、国民に対するKIPRIS²⁷の海外技術文献翻訳サービスについて、審査官と同一な品質の翻訳サービスを提供するための基盤を構築した。

主要の5つの特許庁であるIP5特許庁間における審査情報の共有拡大及び審査品質向上を目指して、海外特許文献に関する機械翻訳の活用が拡大する趨勢である。韓国特許に対する世界的関心が増加及び国内特許の保護強化のための特許公報の言語的接近性の向上及び翻訳品質管理が非常に重要である。

＜表 V－3－15＞翻訳サービス提供の状況

区分	審査官用	国民用	連携検索サービス
日→韓機械翻訳	2001-	2008-	KOMPASS,KIPRIS
韓→英機械翻訳	2006-	2007-(有料)、 2014-(無料)	K-PION ²⁸ ,KIPRIS
英→韓機械翻訳	2008-	2008-	KOMPASS,KIPRIS
中→韓機械翻訳	2013-	2015-(予定)	KOMPASS

ロ. 推進内容及び成果

韓国特許庁は、新規技術用語など特許文献内において出てくる頻度が高い単語について翻訳辞典を持続的に構築して翻訳の品質を高めている。審査官用・国民用の検索

²⁷ KIPRIS(Korean Intellectual Property Information Service)：国民向け特許情報検索サービス

²⁸ K-PION(Korean Patent Information Online Network)：韓国特許情報照会サービス

システムで提供する英語・日本語の海外特許公報について翻訳公報を提供し、審査官の英語・日本語・中国語文章についての言語障壁の解消を図っている。

＜表 V－3－16＞ 翻訳辞典及び翻訳メモリの構築状況

(単位：万件、()は翻訳メモリー構築件数)

区分	基本辞典 ²⁹	2009	2010	2011	2012	2013	合計
英韓辞典	301	30	35	20(1)	9(5)	-	395(6)
日韓辞典	123	30	30	10(1)	6(2)	-	199(3)
韓英辞典	310	30	-	-(1)	20	5	360(1)
中韓辞典	30	-	-	-	-	30	60
計	764	90	65	30	35	35	1,019

2009年から持続的な英・日・韓機械翻訳の品質改善事業によって、過去5年間(2009～2013)英韓・日韓の特許文書の引用活用件数は、年平均各々21.7%、16.8%増加している。特に、2013年の中韓機械翻訳の導入以降、中国の特許文献活用件数は、過去5年(2008-2012)間の平均活用件数より3.1倍増加した。

＜表 V－3－17＞ 海外特許文献の引用文献活用推移

区分	2008	2009	2010	2011	2012	2013
日本語圏	31,546	40,196	53,414	72,714	78,194	88,265
英語圏	14,728	17,023	24,786	28,980	27,794	31,640
中国語圏	48	49	68	43	86	180

ハ. 評価及び発展方向

審判官に対する機械翻訳満足度の測定結果、2010年度に機械翻訳の品質改善事業を行った後の英韓翻訳は5.1点から7.4点、日韓翻訳は6.9点から8.2点(10点満点)であり、翻訳品質の満足度は徐々に増加している。

²⁹ 基本辞典は機械翻訳エンジンが内部に搭載された基本辞典のうち技術用語の数である。

韓国特許庁は今後、国民用の中・韓翻訳サービスの拡大に向けて、中・韓翻訳エンジンを導入して持続的な翻訳辞典の構築を行い、中国特許文献検索サービスの対象を抄録から公報全文にまで拡大する予定である。また、WIPO、JPOと翻訳辞典の交換などで海外協力を強化して、「検索語の拡大」及びキーワード翻訳を提供し、特許検索の利便性を高めていく計画である。

4. 知的財産情報の統合検索支援

情報顧客支援局 情報顧客政策課 行政事務官 チェ・サンウォン

イ. 推進背景及び概要

韓国特許庁は、知的財産情報が国の経済成長と技術革新の原動力として認識されることにより、国民が簡単にアクセスし活用できる多様な分野の知的財産関連サイトを構築して提供している。ユーザーは、知的財産サイトにアクセスして良質の特化した情報を簡単に得ることができる。しかし、多数のサイトを個別にアクセスして情報を得なければならない不便さがあり、情報の相互連携性確保及び融合情報への活用が難しい。

そこで、韓国特許庁では、国民に役立つ有用な知的財産情報をより手軽に総合的にアクセスできるように、知的財産分野のポータルサイトである知的財産情報統合サービス(IPIS)を構築した。現在、ユーザーが要求する知的財産情報について持続的に発掘して追加で連携し、検索機能を高度化したオーダーメイド型サービスを提供している。

ロ. 推進内容及び成果

1)知的財産情報統合・連携サービスの拡大

多様な知的財産情報をワンストップで提供するために、提供していた既存(2012年)のIP情報サービス(特許分析報告書、知的財産政策情報、伝統知的情報など、12件)に、国家科学技術情報センター(NDSL)、国会図書館、海外特許などを提供する国家共有資源ポータル(data.go.kr)を連携して、計24個のIP情報に対し統合検索ができるようサービスを行っている。

＜表 V－3－18＞知的財産情報統合サービス(IPIS)連携状況

年度	2011	2012	2013
連携IP情報個数	7個	12個	24個
連携データ件数	6,699,578件	7,508,963件	143,984,269件

2)最新トレンドの反映及びウェブ接近性規約を遵守したサイト改編

最新のウェブトレンドによって使用者の直感的な活用が可能なレイアウト構成に改編し、初めて使用しても別途の学習なしで利用が可能であり、長時間利用時にも安定感のあるデザインの改編を進行した。また、ウェブコンテンツ接近性の指針2.0原則に従って障害者、老人などの脆弱階層もウェブサイトで提供するコンテンツを認識して理解するのに不便がないように改編し、ユーザーが多様なブランウンザを通してアクセスしても不便なくサイトを利用できるよう、クロスブラウンザ点検を実施して接近性を大幅に強化した。

3)検索機能の高度化

既存のシステム構造を変更し新技術を適用して、大量の検索照会時にも迅速に結果の照会ができるよう検索速度を向上させ、使用者便宜性の強化のために検索機能を追加して、オーダーメイド型の結果と照会が可能にできるよう改善するなど、ユーザーのニーズ(NEEDS)に応じて持続的な改善を行っている。

＜図 V－3－6＞知的財産情報統合サービス(IPIS)連携の拡大



ハ. 評価及び発展方向

各種知的財産情報サイトで、個別的に提供していた知的財産情報を統合・再構成して、関連情報を総合的に照会できる窓口を構築した。ユーザーは、知的財産情報統合サービス(IPIS)を通してより手軽に希望する情報を得ることができ、実質的な支援を行っている。今後もユーザーが希望する高品質の知的財産情報を持続的に連携して拡大し、要求事項を積極的に反映して知的財産権の代表ポータルサイトへと発展させていく計画である。